資料１

多面的機能支払交付金の中間評価
（案）

令和３年 12 月 23 日

新　潟　県

多面的機能支払交付金新潟県中間評価報告書（案）

第１章　制度の概要と中間評価の位置付け 1
　１．制度の目的と基本的枠組み 1
　２．中間評価の位置付け 2
第２章　取組の推進に関する基本的考え方 2
第３章　多面的機能支払交付金の実施状況 3
　１．３支払の実施状況 3
　　（１）農地維持支払 3
　　（２）資源向上支払（共同） 6
　　（３）資源向上支払（長寿命化） 9
　２．多様な主体の参画状況（対象組織の構成員） 10
第４章　多面的機能支払交付金の効果 12
　１．調査方法 12
　２．効果の発現状況 12
　　（１）資源と環境 14
　　１）地域資源の適切な保全管理 14
　　２）農業用施設の機能増進 17
　　３）農村環境の保全・向上 20
　　４）自然災害の防災・減災・復旧 24
　　（２）社会 27
　　１）農村の地域コミュニティの維持・強化への貢献 27
　　（３）経済 31
　　１）構造改革の後押し等地域農業への貢献 31
　　（４）都道府県独自の取組 34
第５章　対象組織の自己評価に対する市町村評価 39
　１．地域資源の適切な保全のための推進活動に係る自己評価及び市町村評価 39
　　（１）地域資源の適切な保全のための推進活動の進捗状況 39
　　（２）推進活動の自己評価に対する市町村評価 40
　２．多面的機能の増進を図る活動に係る市町村評価 40
第６章　取組の推進に係る活動状況 41
　１．基本的な考え方 41
　２．都道府県の推進活動 41
　３．市町村及び市町村推進組織の推進活動 44
第７章　取組の推進に関する課題、今後の取組方向等 48
　１．取組の推進に関する課題、今後の取組方向 48
　２．制度に対する提案等 48

第１章　制度の概要と中間評価の位置付け

１．制度の目的と基本的枠組み

農業・農村は、国土保全、水源涵養、自然環境保全、景観形成等の多面的機能を有しており、その利益は広く県民全体が享受している。

しかしながら、近年の農村地域の過疎化、高齢化、混住化等の進行に伴う集落機能の低下により、地域の共同活動によって支えられている多面的機能の発揮に支障が生じつつある。また、地域の共同活動の困難化に伴い、農用地、水路、農道等の地域資源の保全管理に対する担い手農家の負担が増大し、担い手農家への農地集積・集約化が阻害されることが懸念される状況にある。

このため、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮と、担い手農家への農地集積という構造改革の後押しを目的として、地域の共同活動を支援する本交付金を実施するものである。

本交付金は、農地維持支払交付金と資源向上支払交付金から構成される。農地維持支払交付金（以下、「農地維持支払」という。）は、地域共同による農用地、水路、農道等の地域資源の基礎的な保全管理活動及び地域資源の適切な保全管理のための推進活動を支援するものである。資源向上支払交付金は、地域共同による施設の軽微な補修及び農村環境の保全のための活動等の地域資源の質的向上を図る共同活動（以下、「資源向上支払（共同）」という。）並びに老朽化が進む水路等の長寿命化のための補修・更新等の活動（以下、「資源向上支払（長寿命化）」という。）を支援するものである。

＜本交付金の内容＞

２．中間評価の位置付け

平成 25 年 12 月に閣議決定された「農林水産業・地域の活力創造プラン」に「日本型直接支払制度の創設」が位置付けられたことを受け、平成 26 年度に多面的機能支払交付金を含む日本型直接支払制度が創設された。本交付金は、５年間を１つの周期としており、国の施策評価のスケジュールに合わせて、２周期目（開始年度：令和１年度）の中間年となる令和３年度に本交付金の実施状況や効果等の評価を行い、中間評価として取りまとめるものである。

＜国の施策評価のスケジュール＞

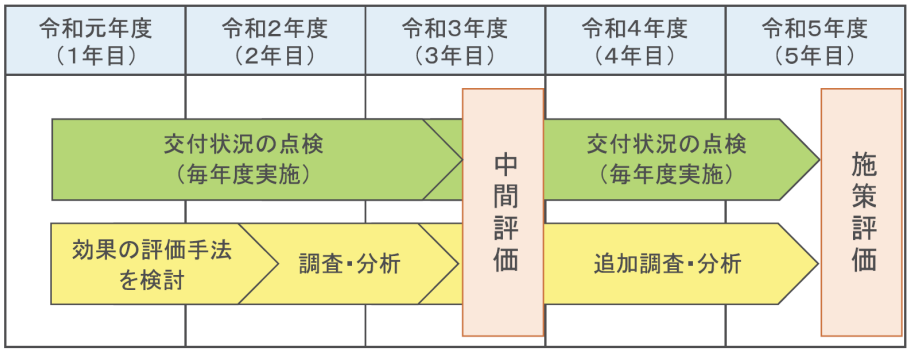

注）施策評価の取りまとめ年度については、今後の調整により変わることもある。

出典：農林水産省「令和元年第２回多面的機能支払第三者委員会資料」

第２章　取組の推進に関する基本的考え方

県の最上位の行政計画である『新潟県総合計画』（平成 31 年３月改定）において、多様な担い手の確保や、豊かな地域資源を活かした所得確保の取組を進めるとともに、地域環境の保全管理活動を推進することにより農山漁村を維持し、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図ることとしており、地域共同活動による農地・農業用水等の保全管理面積を達成目標に掲げている。具体的な取組として「新潟県農業農村整備の展開方向」（令和２年３月改定）では、取組面積の拡大のほか、活動組織の広域化や研修会の開催等を通じて、次世代リーダー育成・確保を推進することとしている。

これらの趣旨を踏まえ、農業者、関係団体、行政及び地域住民は、地域の特性に応じて相互連携・協働の下に、多面的機能支払交付金を活用し、農業者等が共同で実施する農用地、水路、農道等の地域資源の保全活動の推進を図ることとする。

第３章　多面的機能支払交付金の実施状況

１．３支払の実施状況

（１）　農地維持支払

農地維持支払については、令和３年３月末現在、県内 29 市町村において、980 組織が 124,716ha の農用地で、33,808 ㎞の水路、17,379 ㎞の農道、1,999 箇所のため池を対象に地域共同による保全管理活動を実施している。

対象組織数は、既存組織の合併による広域化の進展等により減少傾向で推移している。令和２年度の広域活動組織※数は 147 組織で全認定農用地面積の 73%を占めている。

認定農用地面積は、令和元年度に約 600ha 減少（約 1,400ha 増加した一方で約 2,000ha 減少）したが、令和２年度に約 200ha 増加（約 1,300ha 増加した一方で約 1,100ha 減少）した結果、124,716ha となっており、新潟県総合計画の成果指標の中間目標値 127,700ha に対し、97.7％の達成率となっている。

令和元年度に認定農用地面積が減少した理由は、平成 30 年度末に約７割の活動組織が５年間の活動計画の終期を迎え、その際に主に中山間地域の小規模な組織が、過疎化や高齢化の進行による活動参加者の減少、役員や事務の後継者不足により活動の継続を断念したことによる。

令和元年度の認定農用地面積は全国的に減少傾向にあり、減少率（平成 30 年度比）は、全国平均 0.8％減に対し、本県 0.5％減と全国平均に比べて低い。その点に関しては、全国で平成 30 年度末に取組を中止した活動組織の約９割が取組面積 50ha 未満の小規模な活動組織であるが、本県の認定農用地面積に占める広域活動組織のカバー率は約７割と、全国の約４割と比較して高く、そのことが減少率を抑えた要因の一つであると考えられる。

※広域活動組織：昭和 25 年２月１日時点の市区町村区域程度又は農用地面積が 200ha 以上（中山間地域等の条件不利地域は 50ha 以上又は３集落以上）の広域エリアにおいて、複数の集落等の合意により、地域資源の保全管理等を実施する体制を整備することを目的に設立する組織。

		H30	R1	R2	備考
市町村数		29市町村	29市町村	29市町村	全対象市町村数：29市町村
	取組率	100%	100%	100%	市町村数÷全対象市町村数
対象組織数		1,073組織	986組織	980組織	
	広域活動組織	138組織	144組織	147組織	
認定農用地面積		125,096ha	124,475ha	124,716ha	農振農用地面積（R2）：168,700ha
	カバー率	74%	74%	74%	認定農用地面積÷農振農用地面積
	農振農用地区域外	2.84ha	1.00ha	1.23ha	
対象施設	水路	34,338km	33,592km	33,808Km	
	道路	16,825km	17,272km	17,379km	
	ため池	1,962箇所	1,969箇所	1,999箇所	
交付金額		3,575百万円	3,562百万円	3,572百万円	

※対象市町村数は、農振農用地がない１村を除く29市町村とする。
※カバー率の算出における、認定農用地面積については、農地維持支払に取り組んでいる組織の認定農用地面積の合計を記載。

＜多面的機能支払制度の取組面積の推移＞

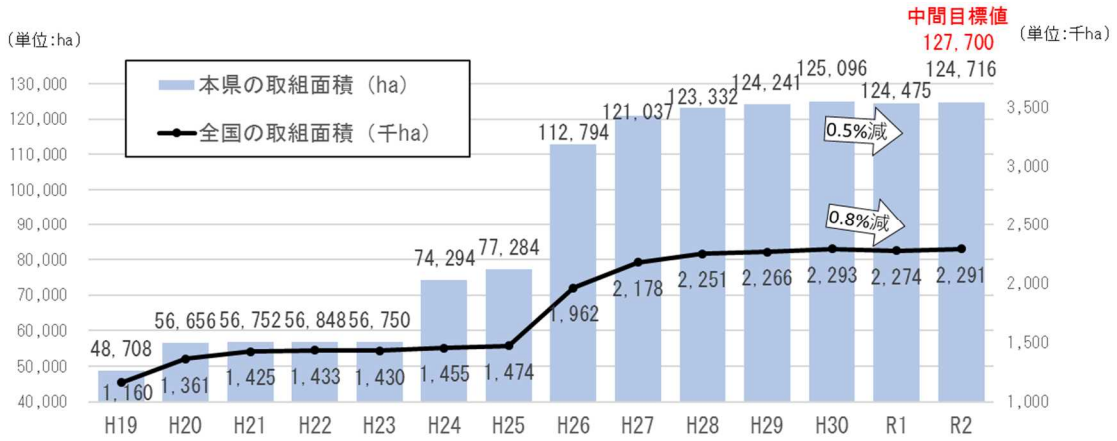

＜令和元年度に活動の継続を断念した農地の農業地域類型別の面積比率＞

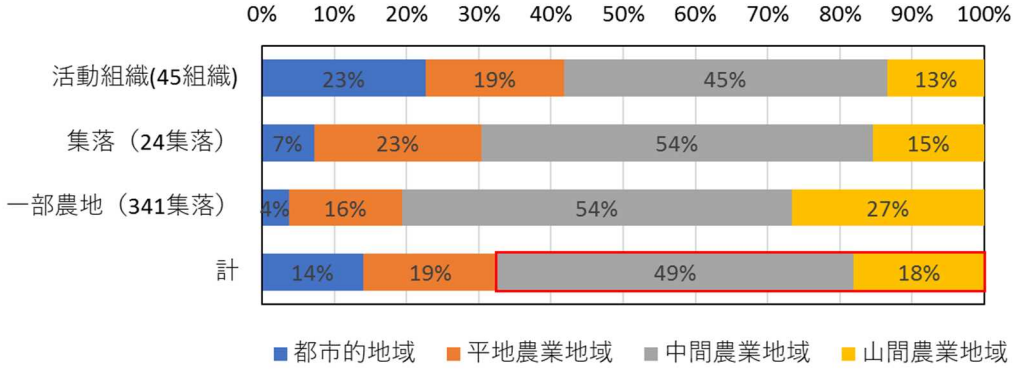

資料：令和元年度「市町村への取組面積増減要因調査（H30→R1）」より作成

＜令和元年度に活動の継続を断念した活動組織の集落数及び取組面積＞

集落数	組織数	比率
1集落	38	84%
2集落	3	7%
3集落	3	7%
4集落	1	2%
計	45	―

取組面積	組織数	比率
10ha未満	20	44%
10ha以上50ha未満	22	49%
50ha以上100ha未満	3	7%
100ha以上	0	0%
計	45	―

資料：令和元年度「市町村への取組面積増減要因調査（H30→R1）」より作成

＜令和元年度に活動の継続を断念した要因＞

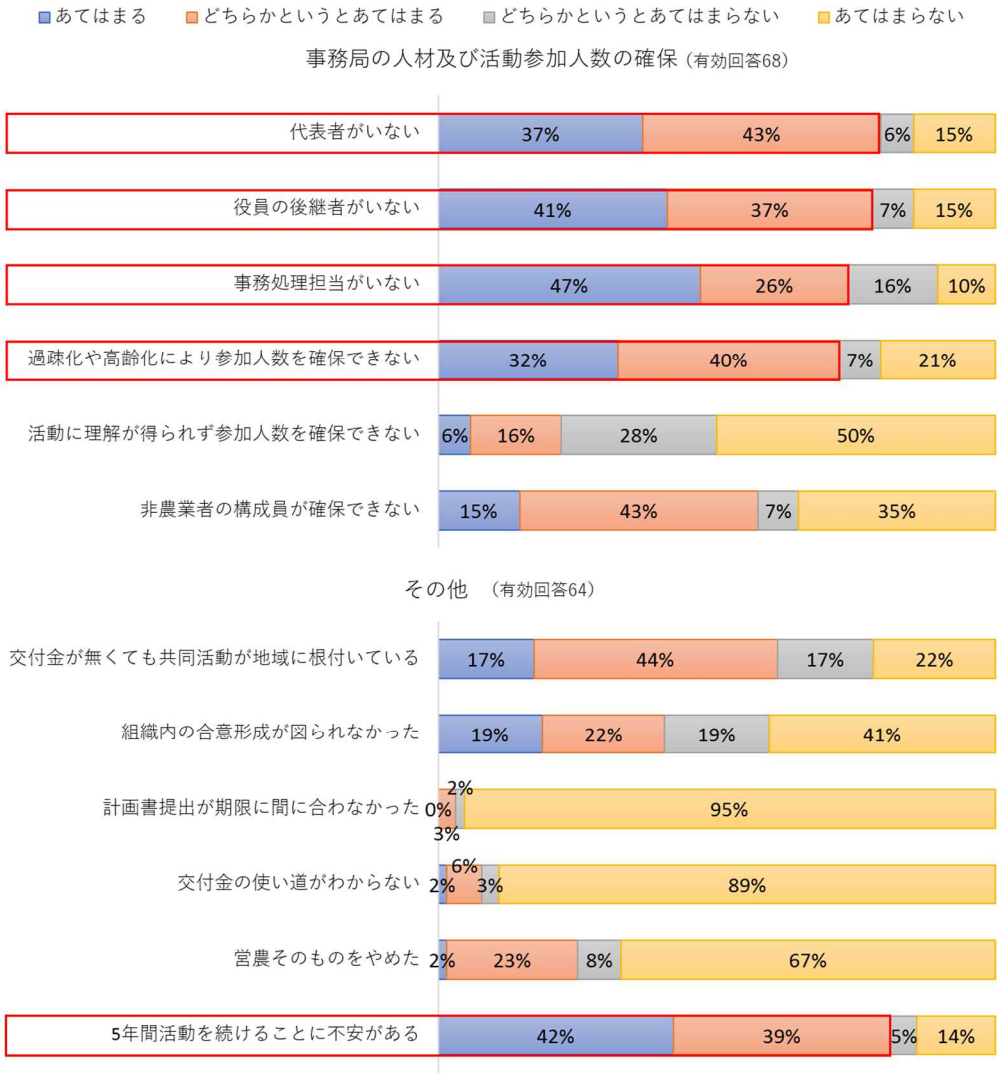

資料：令和元年度「活動終了組織（集落）へのアンケート調査」より作成

（２） 資源向上支払（共同）

資源向上支払（共同活動）については、令和３年３月末現在、県内 28 市町村において、814 組織が 120,514ha の農用地で、地域の多様な主体の参画を得て地域資源の質的向上を図る共同活動を実施している。これらは、農地維持支払の対象組織数の 83%、認定農用地面積の 97%に相当する。

農村環境保全活動の実施内容をテーマ別に見ると、「景観形成・生活環境保全」755 組織（93%）、「生態系保全」295 組織（36%）、「水質保全」85 組織（10%）の順に実施している対象組織が多い。

多面的機能の増進を図る活動は、資源向上支払（共同）に取り組む 814 組織のうち、684 組織（84%）で実施しており、「農村環境保全活動の幅広い展開」423 組織（47%）、「農地周りの共同活動の強化」136 組織（15%）の順に多く、次いで「防災・減災力の強化」109 組織（12%）、「地域住民による直営施工」並びに「農村分野の伝承を通じたコミュニティの強化」97 組織（11%）の順に多い。

認定農用地面積は、令和元年度に約 500ha 減少したが、令和２年度に約 700ha 増加した結果、120,514ha となっている。

		H30	R1	R2	備考
市町村数		28市町村	28市町村	28市町村	全対象市町村数：29市町村
	取組率	97%	97%	97%	市町村数÷全対象市町村数
対象組織数		870組織	807組織	814組織	
	広域活動組織	138組織	144組織	147組織	
認定農用地面積		120,314ha	119,853ha	120,514ha	農振農用地面積（R2）：168,700ha
	カバー率	71%	71%	71%	認定農用地面積÷農振農用地面積
	農振農用地区域外	2.84ha	1.00ha	1.23ha	
対象施設	水路	33,028km	32,321km	32,618Km	
	道路	16,003km	16,456km	16,666km	
	ため池	1,803箇所	1,836箇所	1,879箇所	
交付金額		2,017百万円	2,035百万円	2,042百万円	
テーマ	生態系保全	336組織	320組織	295組織	
	水質保全	88組織	91組織	85組織	
	景観形成・生活環境保全	801組織	750組織	755組織	
	水田貯留・地下水かん養	46組織	37組織	36組織	
	資源循環	36組織	41組織	41組織	

※対象市町村数は、農振農用地がない１村を除く29市町村とする。

※カバー率の算出における、認定農用地面積については、資源向上支払（共同）に取り組んでいる組織の認定農用地面積の合計を記載。

＜資源向上支払（共同）の取組面積の推移＞

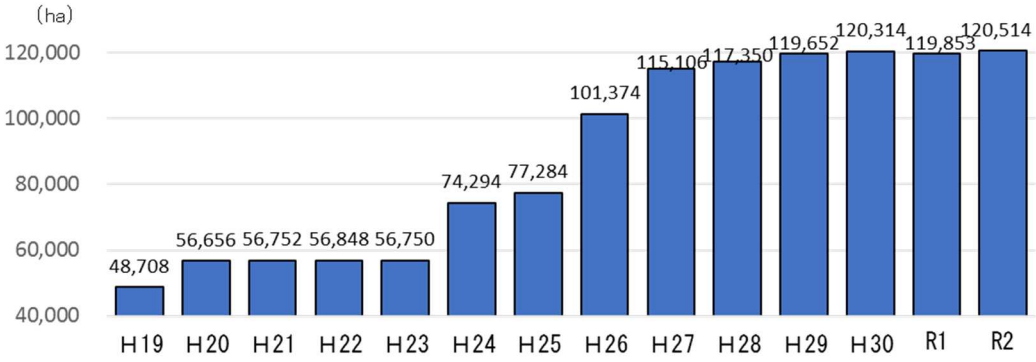

＜令和２年度農村環境保全活動の内訳＞

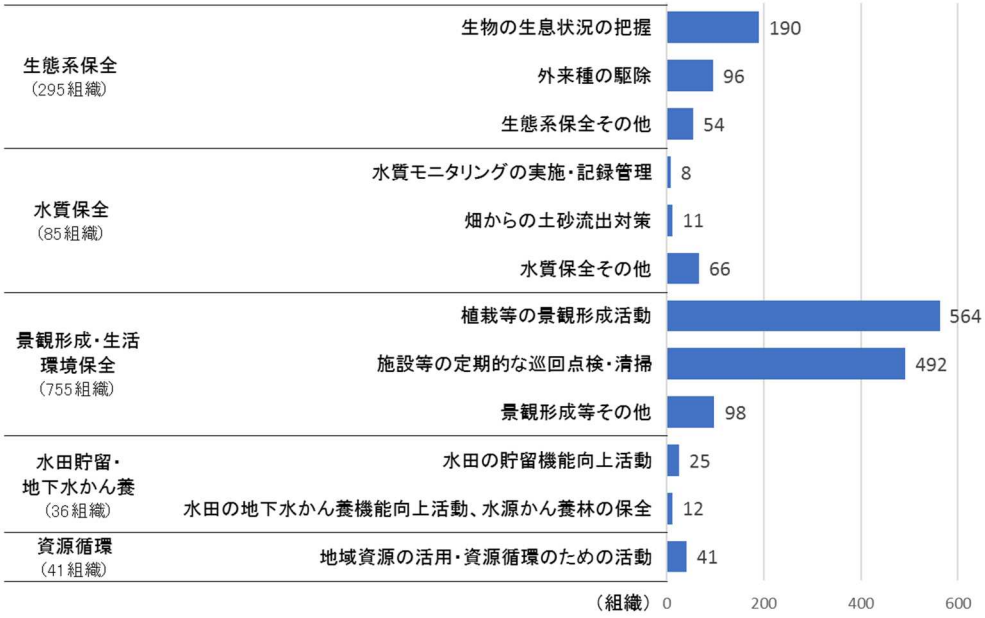

＜多面的機能の増進を図る活動の取組内容及び取組数＞

遊休農地の有効活用 地域内外からの営農者の確保、地域住民による活用、企業と連携した特産物の作付等、遊休農地の有効活用のための活動	**農地周りの共同活動の強化** 鳥獣被害防止のための対策施設の設置や農地周りの藪等の伐採、農地への侵入竹等の防止等、農地利用や地域環境の改善のための活動
地域住民による直営施工 農業者・地域住民が直接参加した施設の補修や環境保全施設の設置、そのための技術習得等、地域住民が参加した直営施工による活動	**防災・減災力の強化** 水田やため池の雨水貯留機能の活用、危険ため池の管理体制の整備・強化等、地域が一体となった防災・減災力の強化活動
農村環境保全活動の幅広い展開 農地等の環境資源としての役割を活かした、景観の形成、生態系の保全・再生等、農村環境の良好な保全に向けた幅広い活動	**医療・福祉との連携** 地域の医療・福祉施設等と連携した、農村環境保全活動への参画や農業体験等を通じた交流活動等、地域と医療・福祉施設等との連携を強化する活動
農村文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化 農村特有の景観や文化形成してきた伝承的な農業技術、農業に由来する行事の継承等、文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化に資する活動	**その他** 都道府県が実施要項に基づく基本方針において対象活動とすることとした活動

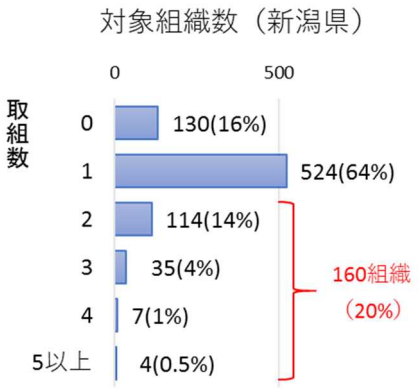

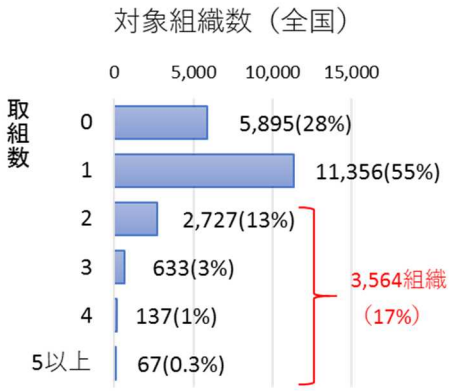

＜令和２年度増進を図る活動の内訳＞

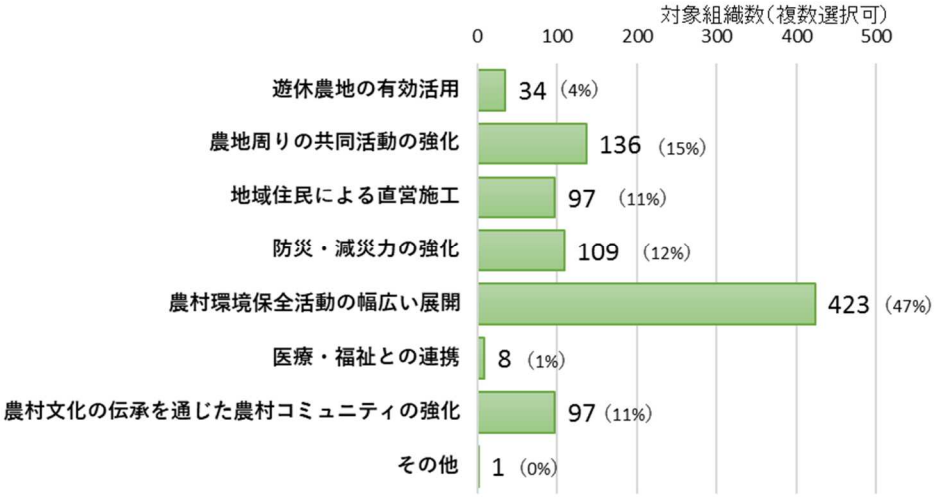

（３） 資源向上支払（長寿命化）

資源向上支払（長寿命化）については、令和３年３月末現在、26 市町村において、477 組織が 68,294ha の農用地で、3,295 kmの水路、1,288 kmの農道、253 箇所のため池の補修または更新を計画している。これは、農地維持支払で保全管理する対象施設の数量に対する割合として、水路は 9.7%、農道は 7.4%、ため池は 12.7%となっている。

対象農用地面積は年々増加傾向にあり、平成 30 年度から令和２年度までに約 1.1 倍増加している。

長寿命化の対象施設については、令和元年度に２市で新たに取組を開始したことや令和元年度からの新たな事業計画への位置付けが増加したことに伴い、対象数量が増加している。

		H30	R1	R2	備考
市町村数		24市町村	26市町村	26市町村	全対象市町村数：29市町村
	取組率	80%	87%	87%	市町村数÷全対象市町村数
対象組織数		506組織	466組織	477組織	
	広域活動組織	103組織	111組織	114組織	
対象農用地面積		61,356ha	66,446ha	68,294ha	農振農用地面積（R2）：168,700ha
	カバー率	36%	39%	40%	対象農用地面積÷農振農用地面積
	農振農用地区域外	2.84ha	1.00ha	1.00ha	
対象施設	水路	2,556km	3,352km	3,295Km	
	道路	717km	1,378km	1,288km	
	ため池	147箇所	244箇所	253箇所	
交付金額		1,491百万円	1,835百万円	1,790百万円	

※対象市町村数は、農振農用地がない１村を除く 29 市町村とする。

＜資源向上支払（長寿命化）の取組面積の推移＞

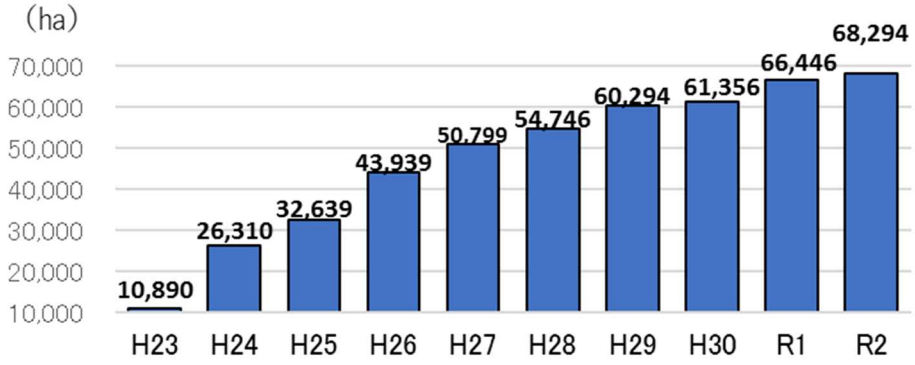

２．多様な主体の参画状況（対象組織の構成員）

対象組織の構成員数は、令和３年３月末現在、農業者・非農業者合わせて約 13 万人・団体で、うち非農業者は約 5.5 万人・団体と 43%を占めており全国と比較して８ポイント高い。

対象組織への各団体の参加割合は、「自治会」が最も多く、次いで「その他の農業者団体」、「子ども会」、「土地改良区」の順に多い。全国と比較すると、「農業者団体」、「自治会」、「土地改良区」の参加割合が高くなっている。

平成 30 年度の参画状況と比べると、農業者は個人の構成員が減少する一方で農事組合法人等の団体の構成員が増加傾向で推移しており、非農業者は個人の構成員、自治会等の団体の構成員ともに減少傾向で推移している。

		H30	R1	R2	備考
農業者	個人	81,912人	73,953人	70,938人	
	農事組合法人	412団体	485団体	580団体	
	営農組合	397団体	437団体	415団体	
	その他の農業者団体	1,172団体	1,446団体	1,513団体	
	団体数計	1,981団体	2,368団体	2,508団体	
農業者以外	個人	52,328人	58,358人	47,931人	
	自治会	2,714団体	2,803団体	2,851団体	
	女性会	507団体	447団体	467団体	
	子供会	872団体	768団体	786団体	
	土地改良区	355団体	370団体	356団体	
	JA	135団体	128団体	126団体	
	学校・PTA	321団体	328団体	327団体	
	NPO	17団体	14団体	12団体	
	その他	3,182団体	2,668団体	2,618団体	
	団体数計	8,103団体	7,526団体	7,543団体	

※上記の人数、団体数には、複数の活動組織に参加する構成員の重複カウントを含んでいる。

＜令和２年度対象組織の構成員構成割合（農業者・非農業者別）＞

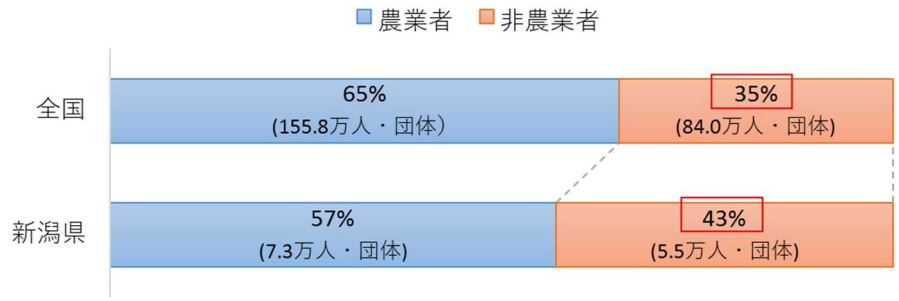

＜令和２年度対象組織の団体参加割合＞

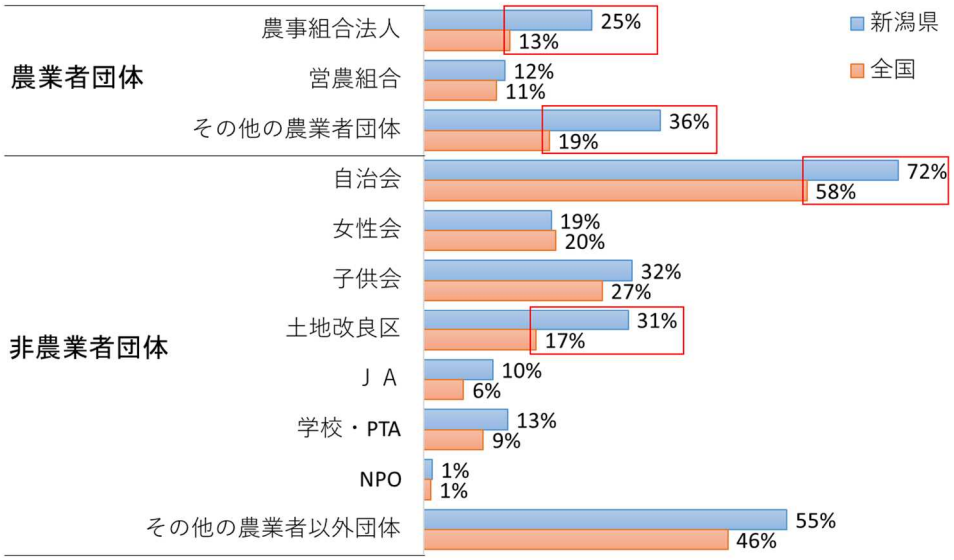

※全国の割合は令和元年度の数値
※参加割合は、全組織数に対して各団体が参画している組織数の割合を示している。

＜対象組織の構成員の推移＞

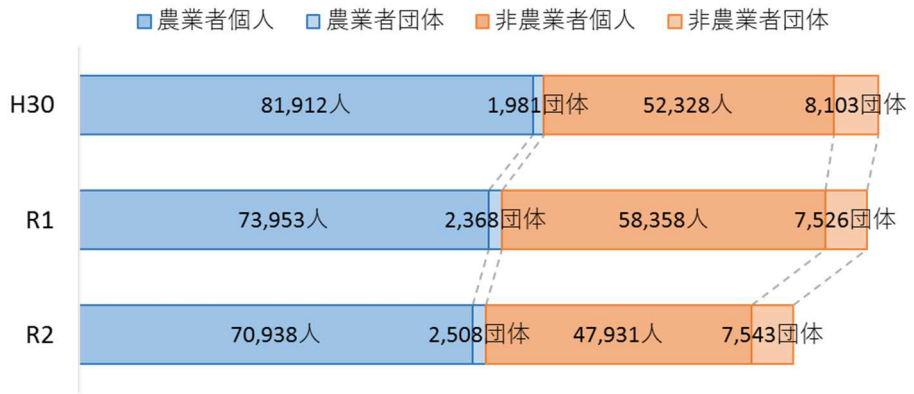

第４章　多面的機能支払交付金の効果

１．調査方法

令和３年８月に対象組織へのアンケート調査を行い、多面的機能支払交付金の効果を把握した。アンケートの調査対象及び回収結果は以下のとおり。

○　調査対象

令和２年度に多面的機能支払に取り組む次の組織（令和３年度に取組を中止した組織は除く）

・全ての活動組織
・全ての広域活動組織
・無作為に抽出した広域活動組織に参加する集落（活動組織）

○　回収結果

下表のとおり

調査対象	配布数	回収数	回収率
活動組織	829	732	88.3%
広域活動組織	150	82	54.7%
広域活動組織内の集落（活動組織）	500	409	81.8%
不明		33	
	1479	1256	84.9%

※広域活動組織の回答か、広域活動組織に参加する集落等の回答か判別できなかった回答を不明としている。

２．効果の発現状況

国は、本交付金の取組による効果を評価するため、活動がその目的を達成し成果を上げるまでのプロセスを説明するロジックモデルを作成し、アウトカム（成果）として整理した６つの項目を「評価の視点」とし、これを「資源と環境」、「経済」、「社会」の３つのカテゴリーに整理している。

本評価では、この評価の視点に基づき、効果の発現状況について上記のアンケート調査結果を用いて以下に示す評価区分で評価するとともに、県独自の取組として「活動組織の広域化の促進」と「多様な主体の参画の促進」について評価する。

また、ＳＤＧｓと本交付金の活動内容の関係性から共通する部分について、本交付金の実施状況を整理する。

【評価区分】

a．ほとんどの組織で効果が発現している、又は発現が見込まれる （ 全体の８割程度以上で効果が発現している、又は発現が見込まれる） b．大半の組織で効果が発現している、又は発現が見込まれる （全体の５割程度以上８割程度未満で効果が発現している、又は発現が見込まれる） c．一部の組織で効果が発現している、又は発現が見込まれる （全体の２割程度以上５割程度未満で効果が発現している、又は発現が見込まれる） d．効果の発現が限定的である、又は発現の見込みが限定的である （ 全体の２割程度未満で効果が発現している、又は発現が見込まれる）

＜評価の視点＞

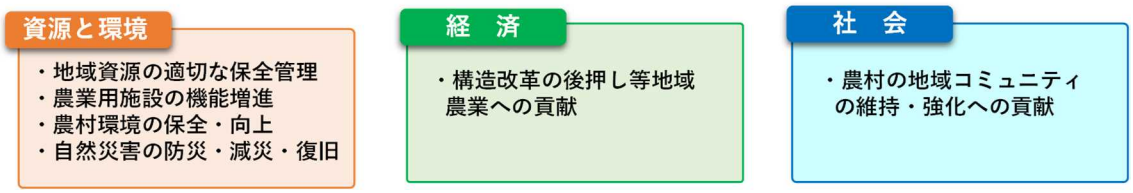

＜多面的機能支払交付金のロジックモデル（要約版）＞

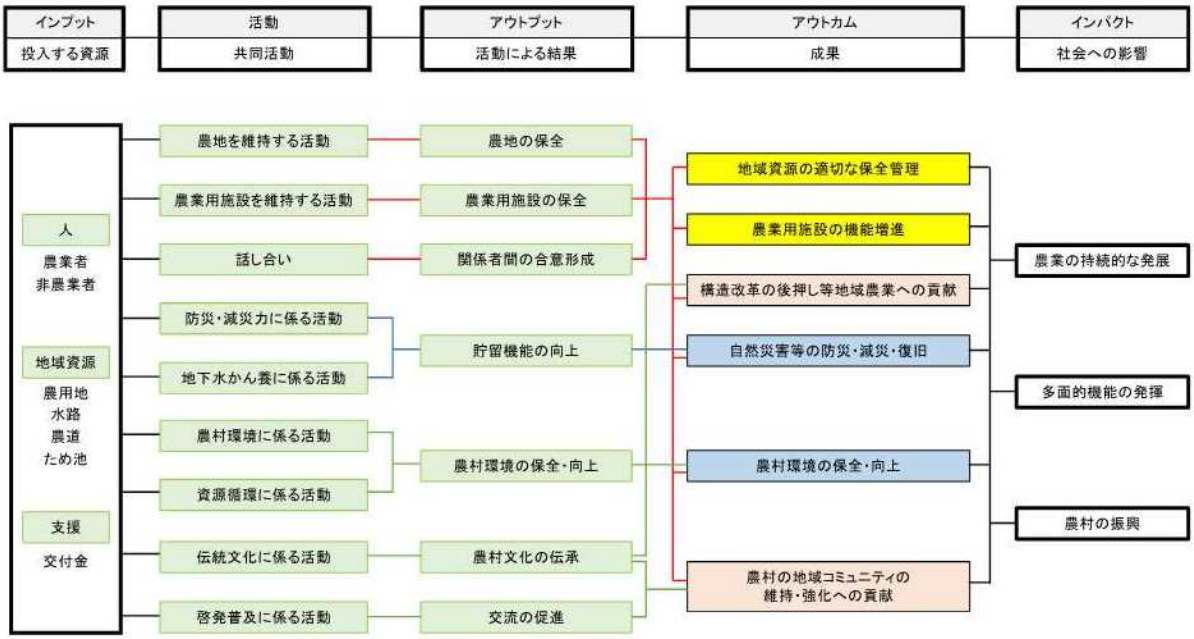

出典：農林水産省「令和元年度第２回多面的機能支払第三者委員会資料」

（１）資源と環境

１）地域資源の適切な保全管理

遊休農地の発生防止

対象組織へのアンケート調査（令和３年度）では、59%の対象組織が、本交付金に取り組んでいなかった場合、遊休農地が「かなり発生又は面積が拡大していたと思う」又は「発生又は面積が拡大していたと思う」と回答している。

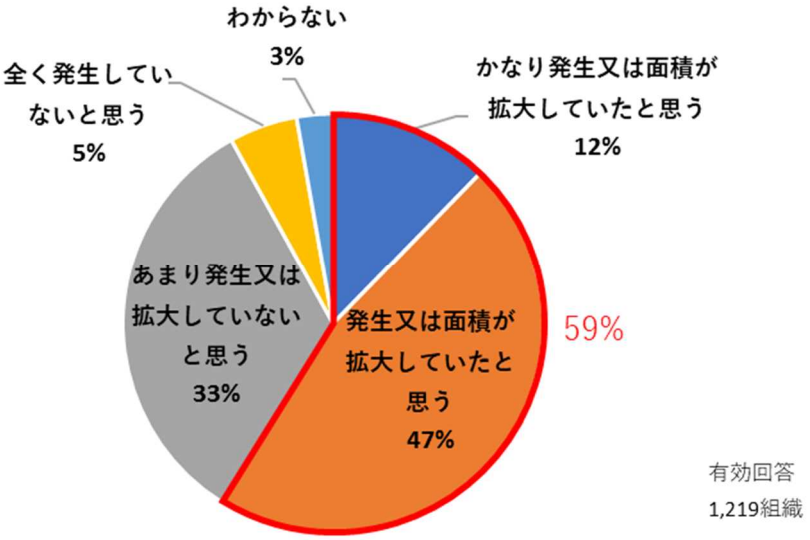

水路・農道等の地域資源の適切な保全

対象組織へのアンケート調査（令和３年度）では、88%の対象組織が、本交付金に取り組んでいなかった場合、農業用施設（水路、農道、ため池など）の管理の粗放化、施設の機能低下が「かなり進行していると思う」又は「進行していると思う」と回答している。

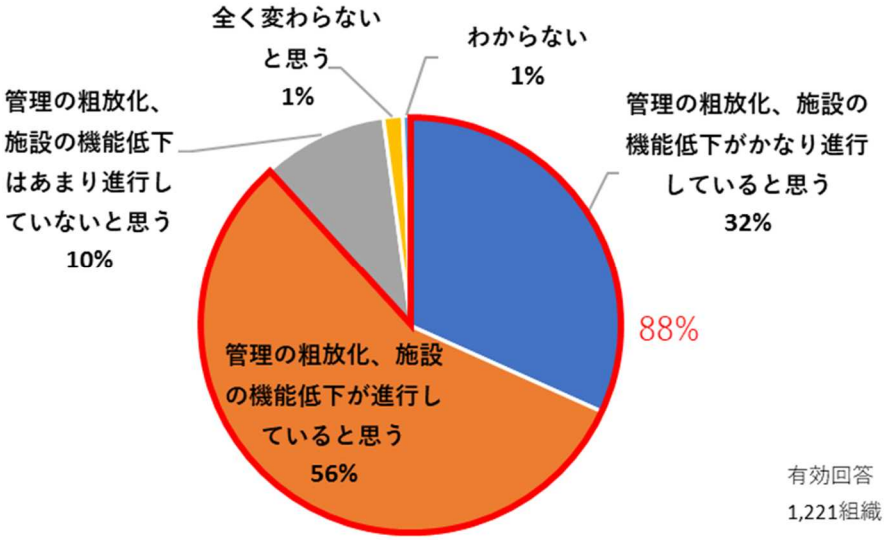

鳥獣被害の抑制・防止

対象組織へのアンケート調査（令和３年度）では、63%の対象組織が、本交付金による鳥獣害防護柵等の保守管理活動は「かなり役立っていると思う」又は「役立っていると思う」と回答している。

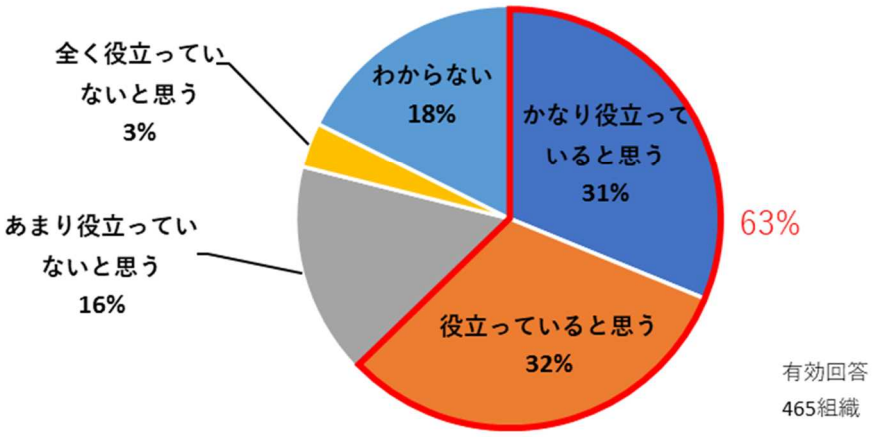

非農業者の地域農業や農業用水、農業水利施設等への理解醸成

対象組織へのアンケート調査（令和３年度）では、64%の対象組織が、活動を通じて非農業者の地域の農地や農業水利施設等への関心や理解、取組への協力意識が「かなり高まっていると思う」又は「高まっていると思う」と回答している。

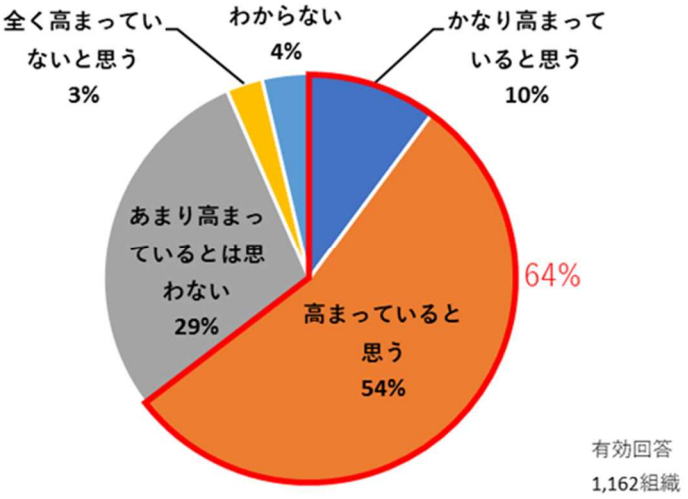

水路・農道等の地域資源を保全管理する人材の確保等、管理体制の強化

対象組織へのアンケート調査（令和３年度）では、85%の対象組織が、本交付金に取り組んでいなかった場合、水路・農道等の地域資源を保全管理する人材が「今よりかなり不足していると思う」又は「今より不足していると思う」と回答している。

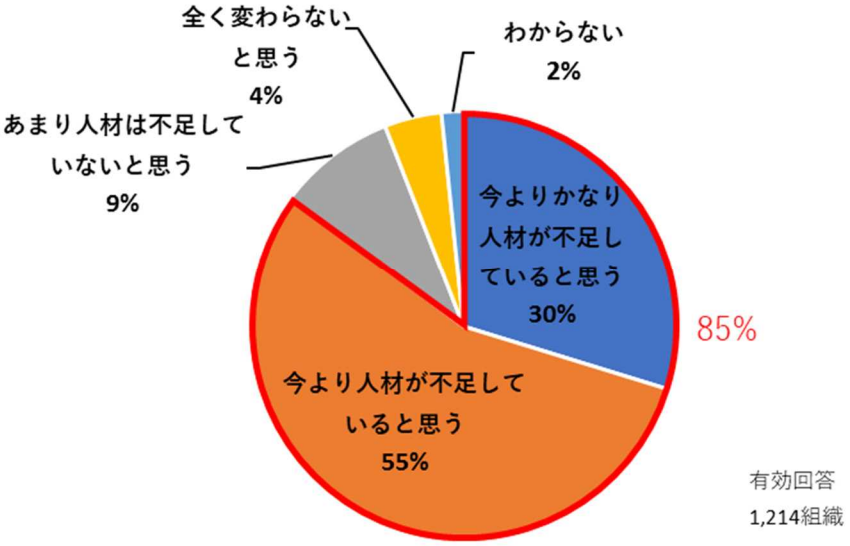

評価

評価項目（指標）を評価区分に従い評価した結果を次表に示す。

効果項目 （指　　標）	評　価			
	a	b	c	d
遊休農地の発生防止 （効果等に関するアンケート 2-1：本交付金に取り組んでいなければ、活動の対象農用地内に遊休農地が発生または面積が拡大していたと思う　59%）	□	■	□	□
水路・農道等の地域資源の適切な保全 （効果等に関するアンケート 2-2：本交付金に取り組んでいなければ、農業用施設の管理が粗放化、施設の機能低下が進行していると思う　88%）	■	□	□	□
鳥獣被害の抑制・防止 （効果等に関するアンケート 2-5：鳥獣被害の抑制・防止のために、本交付金による鳥獣害防護柵等の保守管理活動は役立っていると思う　63%）	□	■	□	□
非農業者の地域農業や農業用水、農業水利施設等への理解醸成 （効果等に関するアンケート 2-3：活動を通じて、地域の農地や農業水利施設等への関心や理解、取組への協力意識が高まっていると思う　64%）	□	■	□	□
水路・農道等の地域資源を保全管理する人材の確保等、管理体制の強化 （効果等に関するアンケート 2-4：本交付金に取り組んでいなければ、水路・農道等の地域資源を保全管理する人材が不足していると思う　85%）	■	□	□	□

《多面的機能支払版 SDGs の達成への貢献※参考》

指　　標		現況（R2）
SDGs 2：持続可能な農業生産を支える		
	本交付金の取組が行われている農地の割合（カバー率）	74%

２）農業用施設の機能増進

施設の破損、故障や溢水等による農業生産や周辺地域への被害抑制

対象組織へのアンケート調査（令和３年度）では、97%の対象組織が、資源向上支払（長寿命化）に取り組まなかった場合、10 年後には農業用施設の「破損、老朽化等により農業生産への影響が出ると思う」又は「破損、老朽化等により農業生産への影響が出ると思う」と回答している。

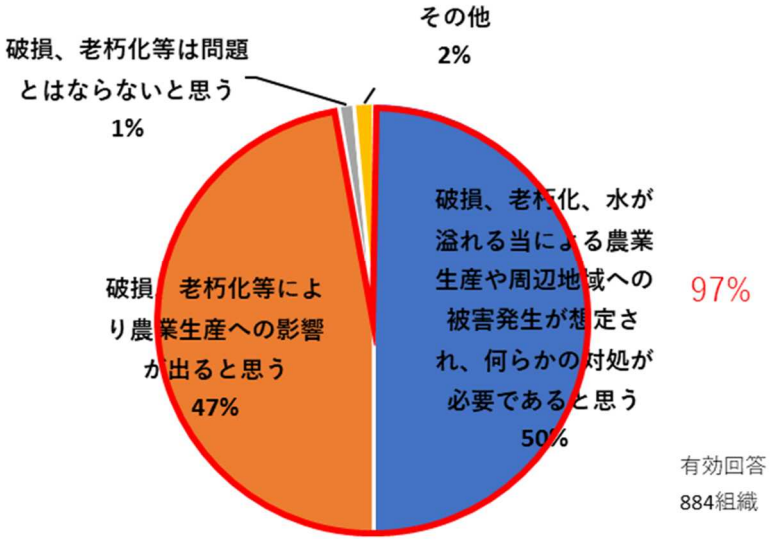

農業用施設の知識や補修技術の向上

対象組織へのアンケート調査（令和３年度）では、77%の組織が、資源向上支払（共同活動）、資源向上支払（長寿命化）への取組により、補修技術の向上が「かなり高まっていると思う」又は「高まっていると思う」と回答している。

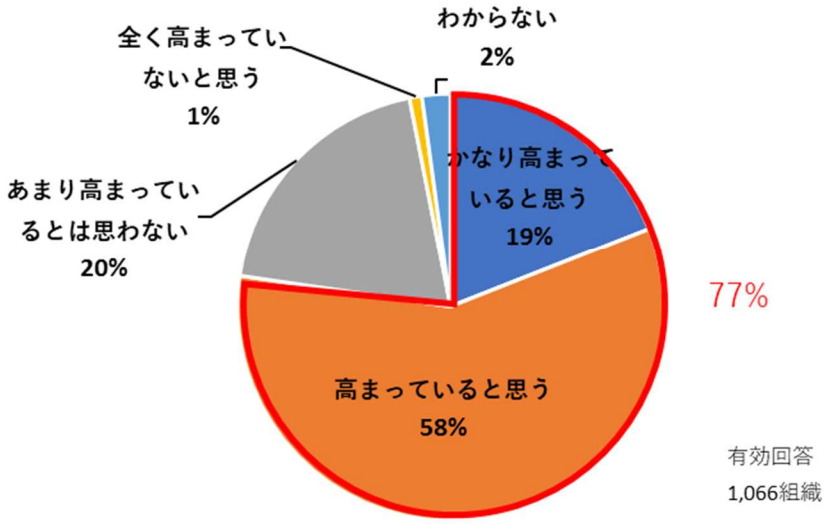

定期的な機能診断、補修等の実施や直営施工の導入等による施設の維持管理費の低減

対象組織へのアンケート調査（令和３年度）では、90%の組織が、資源向上支払（共同活動）、資源向上支払（長寿命化）への取組により、定期的な機能診断、補修等の実施や、直営施工を導入したことにより、施設の維持管理の労力が「かなり低減されていると思う」又は「低減されていると思う」と回答している。

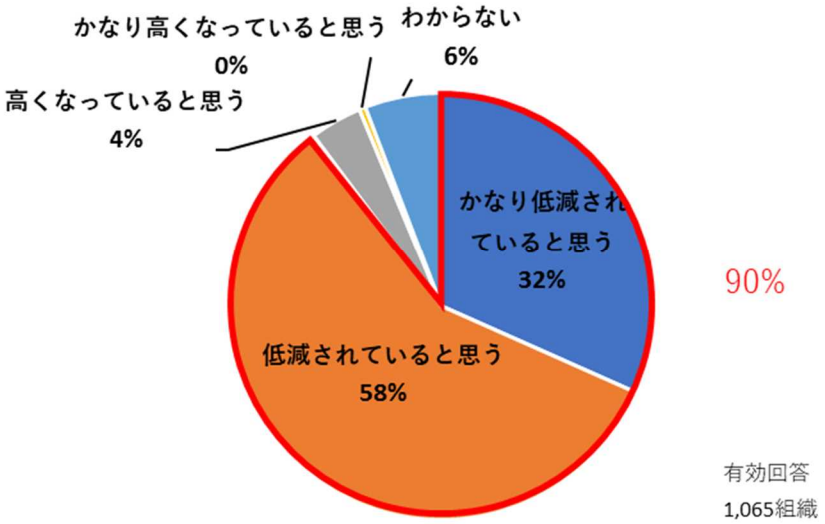

評価

評価項目（指標）を評価区分に従い評価した結果を次表に示す。

効果項目 （指　　標）	評　価			
	a	b	c	d
施設の破損、故障や溢水等による農業生産や周辺地域への被害抑制 （効果等に関するアンケート 3-3：資源向上支払（長寿命化）に取り組まなかった場合、破損、老朽化等により農業生産への影響が出ると思う　97%）	■	□	□	□
農業用施設の知識や補修技術の向上 （効果等に関するアンケート 3-1：資源向上支払（共同、長寿命化）への取組により、補修技術が高まっていると思う　77%）	□	■	□	□
定期的な機能診断、補修等の実施や直営施工の導入等による施設の維持管理費の低減 （効果等に関するアンケート 3-2：資源向上支払（共同、長寿命化）への取組により、定期的な機能診断、補修等の実施や直営施工を導入したこと等により、施設の維持管理費が低減されていると思う　90%）	■	□	□	□

《多面的機能支払版 SDGs の達成への貢献※参考》

指　　標		現況（R2）
SDGs 9：災害に強いインフラづくりとそのための技術開発に貢献する		
	資源向上支払（共同、長寿命化）の対象施設量	水路 35,913km 道路 17,954km ため池 2,132 箇所
	増進活動（地域住民による直営施工）に取り組む組織数	97 組織 10%

３）農村環境の保全・向上

地域の環境の保全・向上

対象組織へのアンケート調査（令和３年度）では、75%の組織が農村環境保全活動（生き物調査、植栽活動等）を通じて、地域の農村環境の保全や向上に「かなり効果が出てきたと思う」又は「効果が出てきたと思う」と回答している。

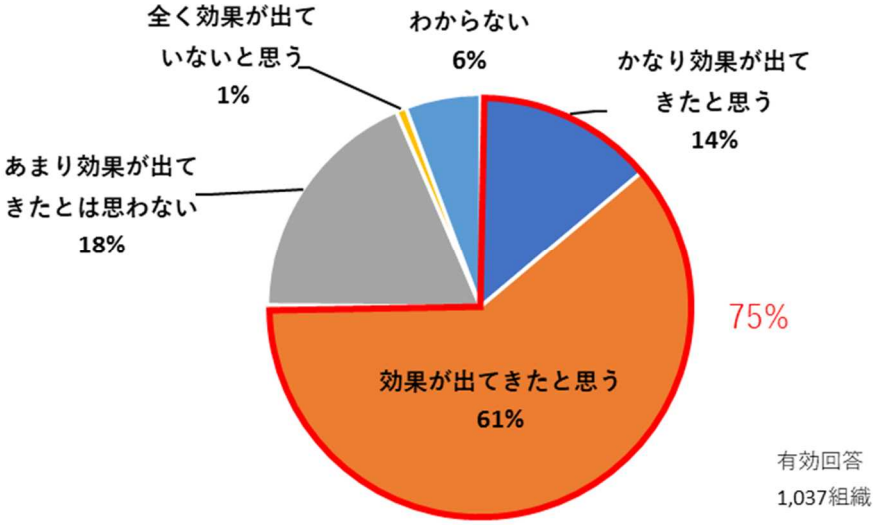

地域の環境の保全・向上生態系

対象組織へのアンケート調査（令和３年度）では、43%の組織が生態系保全活動を通じて、生息する在来生物の種類や生息数が増えたり、外来生物の生息範囲や生息数が減るなど、生態系保全の効果が「かなり出てきたと思う」又は「出てきたと思う」と回答している。

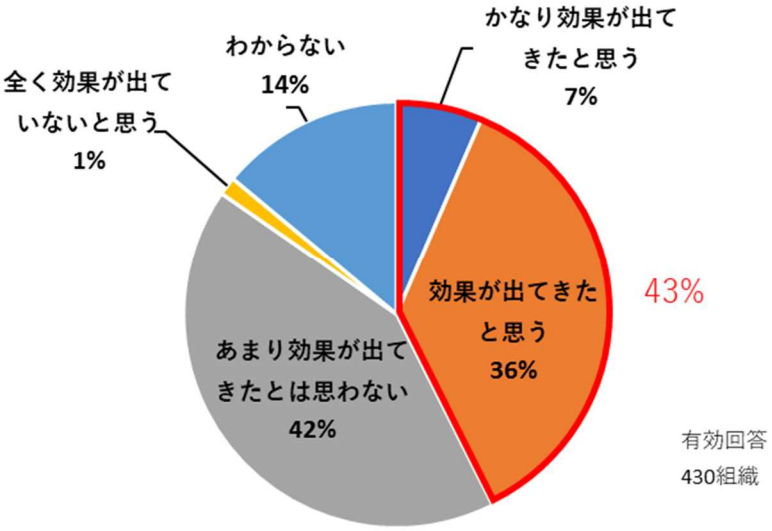

地域の環境の保全・向上水質

対象組織へのアンケート調査（令和３年度）では、61%の組織が水質保全活動を通じて、地域の農業用水などの水の濁りや異臭が減少するなどの効果が「かなり出てきたと思う」又は「出てきたと思う」と回答している。

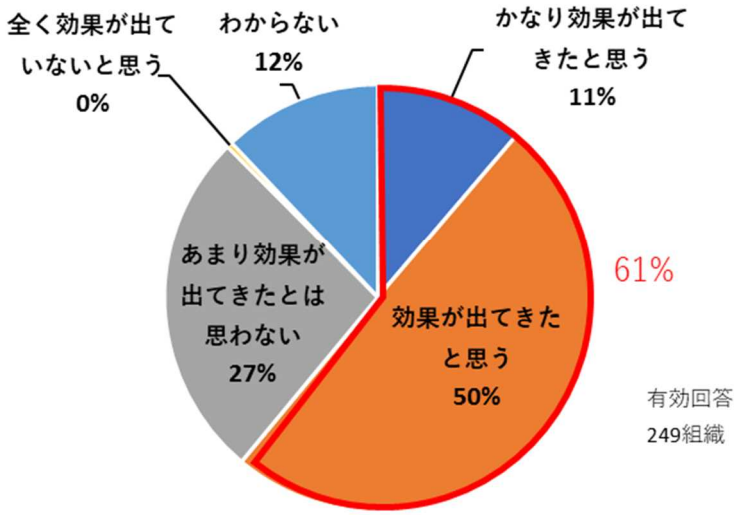

地域の環境の保全・向上景観

対象組織へのアンケート調査（令和３年度）では、79%の組織が景観形成・生活環境保全活動を通じて、景観形成のための植栽面積が増えたり、雑草の繁茂や不法投棄が減るなどの効果が「かなり出てきたと思う」又は「出てきたと思う」と回答している。

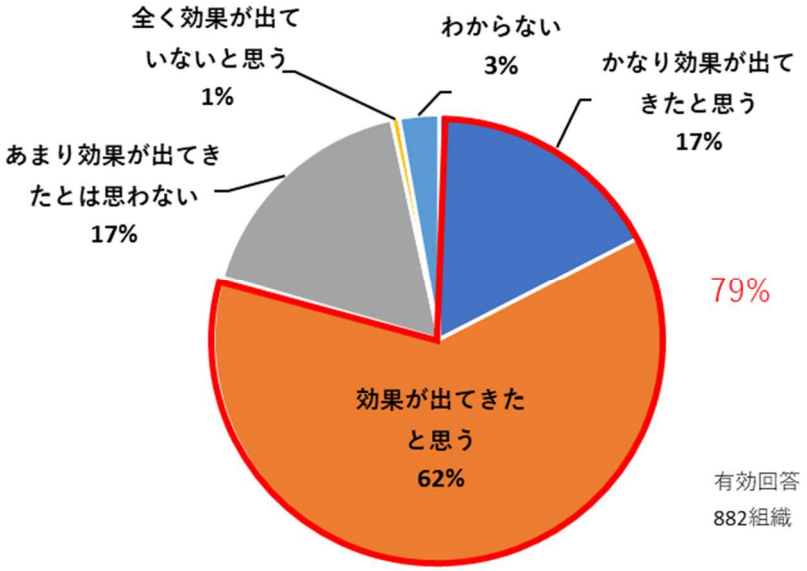

地域住民の地域資源や農村環境の保全への関心の向上

対象組織へのアンケート調査（令和３年度）では、80%の組織が農村環境保全活動を通じて、参加者は、地域資源や農村環境の保全に対する関心や理解、取組の協力意識が「かなり高まっていると思う」又は「高まっていると思う」と回答している。

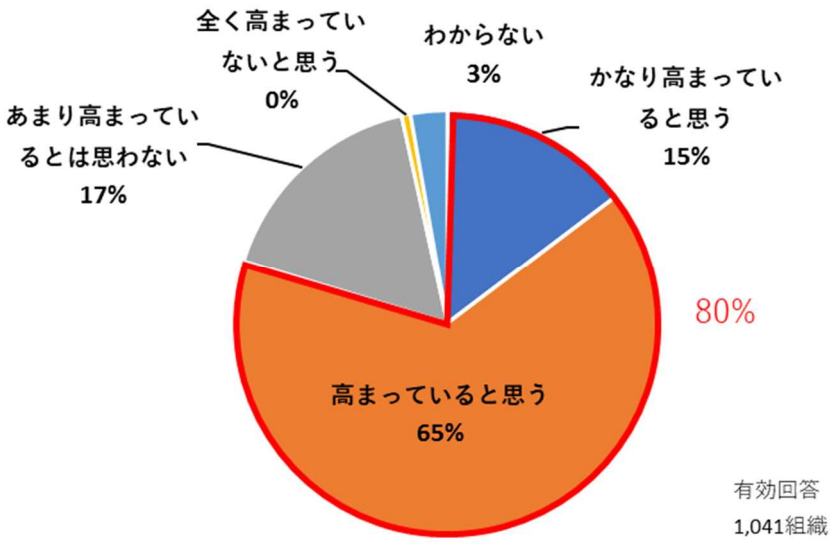

評価

評価項目（指標）を評価区分に従い評価した結果を次表に示す。

効果項目 （指　　標）	評　価			
	a	b	c	d
地域の環境の保全・向上 （効果等に関するアンケート 4-1：農村環境保全活動（生き物調査、植栽活動等）を通じて、地域の農村環境の保全や向上に効果が出てきたと思う　75%）	□	■	□	□
地域の環境の保全・向上（生態系） （効果等に関するアンケート 4-3：活動を通じて、生息する在来生物の種類や生息数が増えたり、外来生物の生息範囲や生息数が減るなど、生態系保全の効果が出てきたと思う　43%）	□	□	■	□
地域の環境の保全・向上（水質） （効果等に関するアンケート 4-4：活動を通じて、地域の農業用水などの水の濁りや異臭が減少するなど、水質保全の効果が出てきたと思う　61%）	□	■	□	□
地域の環境の保全・向上（景観） （効果等に関するアンケート 4-5：活動を通じて、景観形成のための植栽面積が増えたり、雑草の繁茂や不法投棄が減るなど、景観形成・生活環境保全の効果が出てきたと思う　79%）	□	■	□	□
地域住民の地域資源や農村環境の保全への関心の向上 （効果等に関するアンケート 4-2：活動を通じて、参加者は、地域資源や農村環境の保全に対する関心や理解、取組の協力意識が高まっていると思う　80%）	■	□	□	□

《多面的機能支払版 SDGs の達成への貢献※参考》

指　　標		現況（R2）
SDGs15：地域における生物多様性を保全する		
	生態系保全に取り組む組織数	295 組織 30%
	生態系保全（外来種の駆除）に取り組む組織数	96 組織 10%
SDGs 6：地域における水質を保全する		
	水質保全に取り組む組織数	85 組織 9%
	景観形成・生活環境保全（施設等の定期的な巡回点検・清掃）に取り組む組織数	492 組織 50%
SDGs14：海洋・海洋資源を保全する		
	水田貯留機能増進・地下水かん養（水源かん養林等の保全）に取り組む組織数	36 組織 4%
	水質保全に取り組む組織数（SDGs 6 と重複）	85 組織 9%
	景観形成・生活環境保全（施設等の定期的巡回点検・清掃）に取り組む組織数（SDGs 6 と重複）	492 組織 50%
SDGs 7：持続可能なエネルギーの利用を推進する		
	資源循環（小水力発電施設の適正管理）に取り組む組織数	1 組織 0.1%
SDGs12：持続可能な生産・消費を進める		
	資源向上支払（共同＝農村環境保全活動）に取り組む組織数	814 組織 83%
	水田貯留機能増進・地下水かん養（水源かん養林等の保全）に取り組む組織数（SDGs14 と重複）	36 組織 4%
	資源循環に取り組む組織数	41 組織 4%

４）自然災害の防災・減災・復旧

自然災害や二次災害等による被害の抑制・防止

対象組織へのアンケート調査（令和３年度）では、91%の組織が排水路の泥上げやため池の点検・補修、田んぼダムの取組など、本交付金により継続的に施設の維持管理等を行う活動が、異常気象時における被害減少や早期復旧に「かなり役立っている」又は「ある程度役立っている」と回答している。

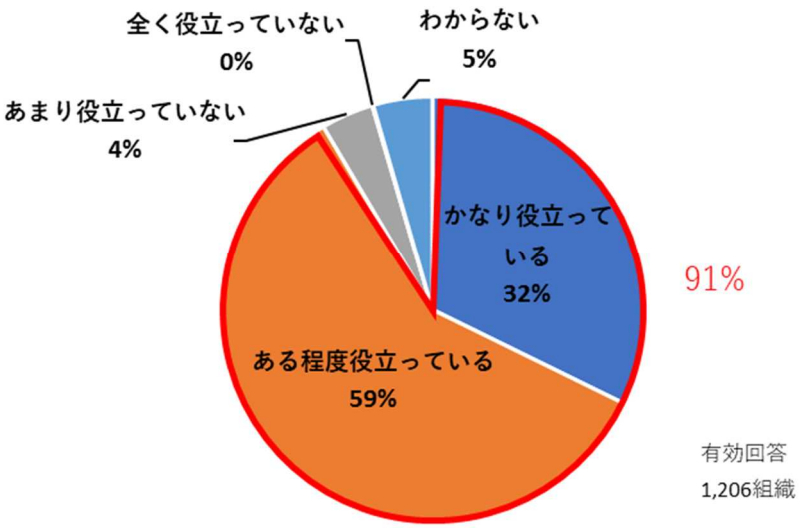

災害後の点検や復旧の迅速化

対象組織へのアンケート調査（令和３年度）では、88%の組織が豪雨等の異常気象後の見回りを行い、軽微な被害箇所を早期に復旧するなど、本交付金の取組は災害後の点検や復旧の迅速化に「かなり役立っている」又は「ある程度役立っている」と回答している。

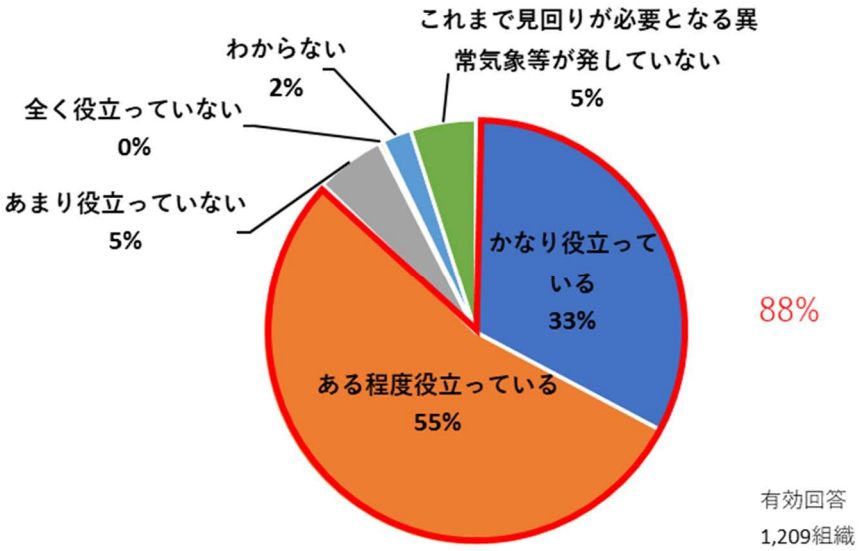

地域住民の防災・減災に対する意識の向上、体制の強化

対象組織へのアンケート調査（令和３年度）では、68％の組織が、本交付金の取組は、地域住民の防災に対する意識の向上や災害に対する体制の強化に「かなり役立っている」又は「ある程度役立っている」と回答している。

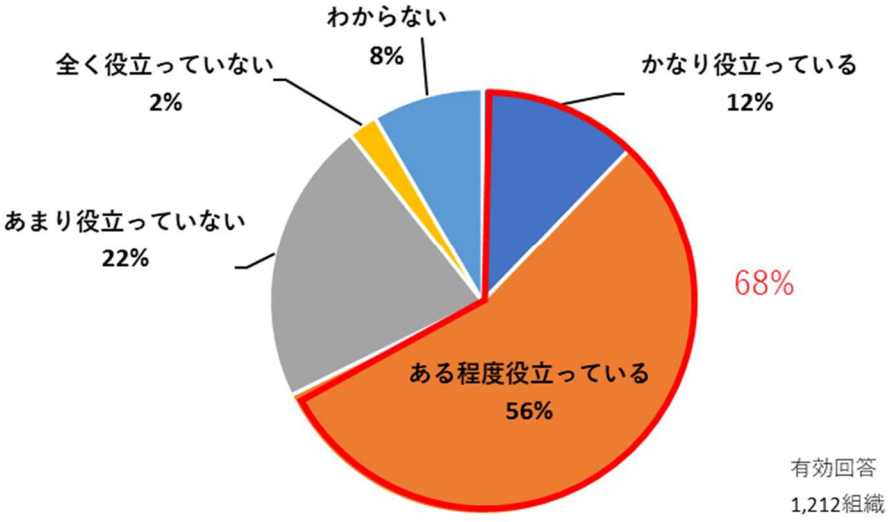

評価

評価項目（指標）を評価区分に従い評価した結果を次表に示す。

効果項目 （指　　標）	評　価			
	a	b	c	d
自然災害や二次災害等による被害の抑制・防止 （効果等に関するアンケート 5-1：排水路の泥上げやため池の点検・補修、田んぼダムの取組など、本交付金により継続的に施設の維持管理等を行う活動が、異常気象時における被害減少や早期復旧に役立っていると思う　91％）	■	□	□	□
災害後の点検や復旧の迅速化 （効果等に関するアンケート 5-2：豪雨等の異常気象後の見回りを行い、軽微な被害箇所を早期に復旧するなど、本交付金の取組は災害後の点検や復旧の迅速化に役立っていると思う　88％）	■	□	□	□
地域住民の防災・減災に対する意識の向上、体制の強化 （効果等に関するアンケート 5-3：本交付金の取組は、地域住民の防災に対する意識の向上や災害に対する体制の強化に役立っている　68％）	□	■	□	□

《多面的機能支払版 SDGs の達成への貢献※》

指　　標		現況（R2）
SDGs13：気候変動及びその影響を軽減するための対策を実践する		
	農地維持支払に取り組む組織数（異常気象時の対応を行っている組織数）	980 組織 100%
	水田貯留機能増進・地下水かん養に取り組む組織数	36 組織 4%
	増進活動（防災・減災力の強化）に取り組む組織数	109 組織 11%
	啓発・普及（地域住民等との交流活動）で、地域における水田を利用した水田貯留機能増進・地下水かん養を推進していくために下流域と上流域との間での情報交換会の実施等により、連携を図っている組織数	0 組織 0%

（２）社会

１）農村の地域コミュニティの維持・強化への貢献

話し合いや活動機会の増加による地域コミュニティの活性化

対象組織へのアンケート調査（令和３年度）では、85%の対象組織が、本交付金の取組は、地域の話し合いや地域活動の参加者の増加など、地域コミュニティの活性化に「かなり役立っている」又は「ある程度役立っている」と回答している。

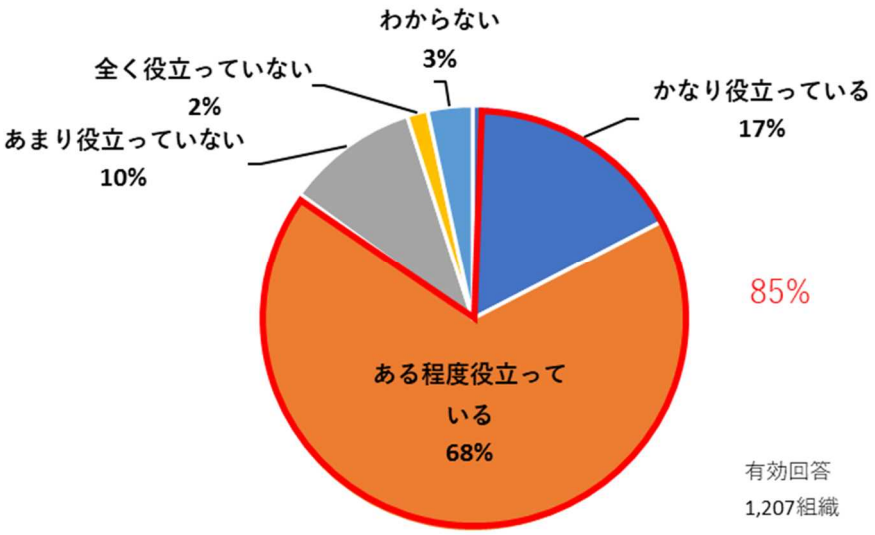

各種団体や非農業者等の参画の促進

対象組織へのアンケート調査（令和３年度）では、80%の対象組織が、本交付金に取り組んでいなければ、地域共同活動への非農業者や各種団体の参加者数は「かなり減ると思う」又は「減ると思う」と回答している。

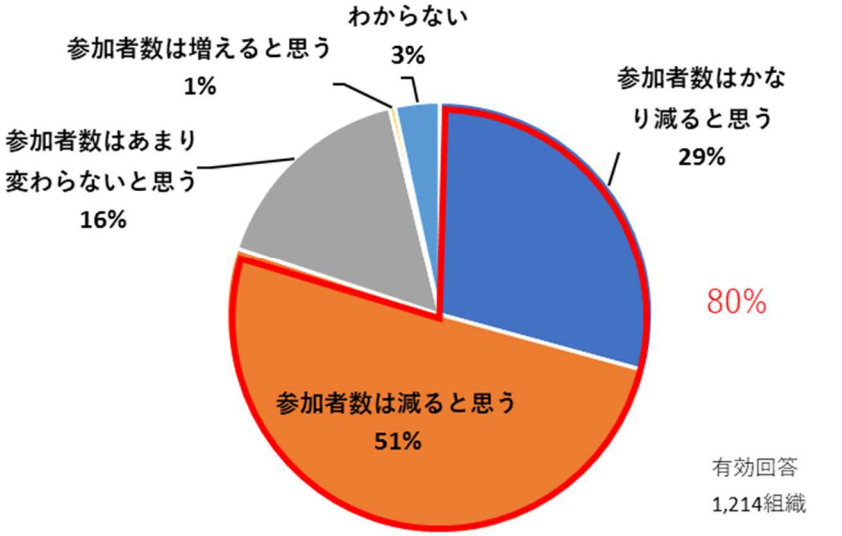

地域づくりのリーダーの育成

対象組織へのアンケート調査（令和３年度）では、50%の対象組織が、本交付金による取組は、地域づくりのリーダーの育成に「かなり役立っている」又は「役立っている」と回答している。

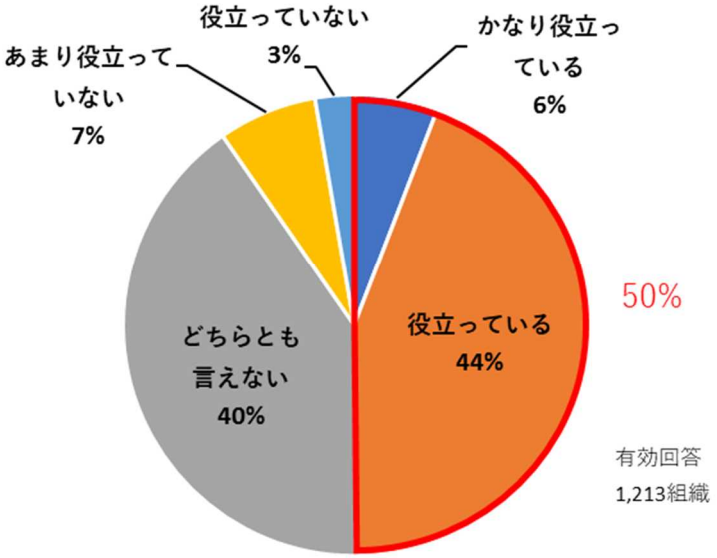

農村文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化

対象組織へのアンケート調査（令和３年度）では、65%の対象組織が、伝統的な農業技術、農業に由来する行事の継承などの取組は、農村コミュニティの強化に「かなり役立っている」又は「役立っている」と回答している。

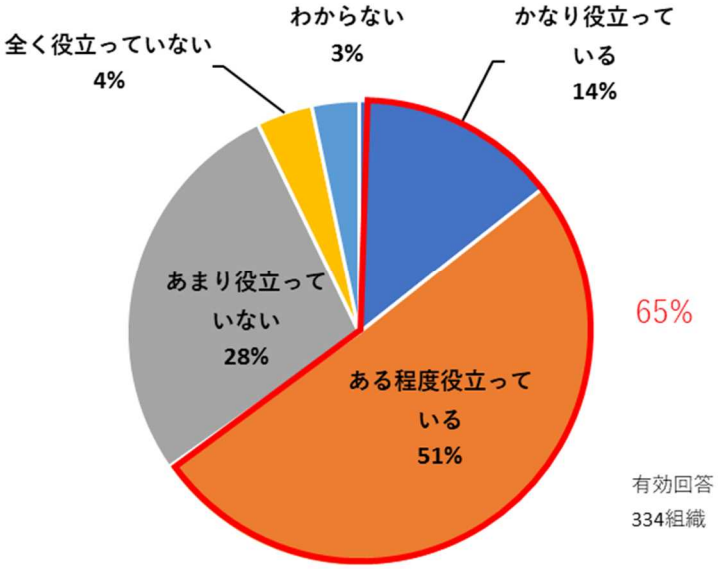

評価

評価項目（指標）を評価区分に従い評価した結果を次表に示す。

効果項目 （指　　標）	評　価			
	a	b	c	d
話し合いや活動機会の増加による地域コミュニティの活性化 （効果等に関するアンケート 7-2: 本交付金の取組は、地域の話し合いや地域活動の参加者の増加など、地域コミュニティの活性化に役立っている　85%）	■	□	□	□
各種団体や非農業者等の参画の促進 （効果等に関するアンケート 7-3：もし、本交付金に取り組んでいなければ、地域共同活動への非農業者や各種団体の参加者数は減ると思う　80%）	■	□	□	□
地域づくりのリーダーの育成 （効果等に関するアンケート 9-4：本交付金による取組は、地域づくりのリーダーの育成に役立っている　50%）	□	■	□	□
農村文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化 （効果等に関するアンケート 10：伝統的な農業技術、農業に由来する行事の継承などの取組は、農村コミュニティの強化に役立っている　65%）	□	■	□	□

《多面的機能支払版 SDGs の達成への貢献※参考》

指　　標		現況（R2）
SDGs16：多様な主体の参画による地域づくりを促進する		
	女性会、子供会、学校・PTA が参画する組織数	432 組織 44%
	保全管理の目標（多様な参画・連携型）を選択した組織数	151 組織 15%
SDGs 5：女性の参画により、地域や組織の取り組みの可能性を広げる		
	女性会が参画する組織数	190 組織 19%
	女性役員がいる組織数 ※効果等に関するアンケート 8-1	75 組織 10%
	活動に参加する女性の割合	－
SDGs 8：地域における所得向上や雇用の確保を図る		
	増進活動（農村文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化）に取り組む組織数	97 組織 10%
SDGs11：住み続けられる地域をつくる		
	多面的機能支払に取り組む農業集落の割合 ※2020 年農林業センサス	4,016 集落 79%
	多様な主体の参画数（構成員数）	13 万人・団体
	都市的地域と平地～山間農業地域に跨る組織数	16 組織 2%
SDGs 4：地域内外の人に質が高い教育・生涯学習の機会を提供する		
	資源向上支払（共同＝農村環境保全活動）に取り組む組織数	814 組織 83%
	啓発・普及活動（学校教育等との連携）に取り組む組織数	73 組織 7%
SDGs 3：やすらぎや福祉の機会を提供する		
	増進活動（やすらぎ・福祉及び教育機能の活用）に取り組む組織数	8 組織 1%

（３）経済

１）構造改革の後押し等地域農業への貢献

非農業者等の共同活動への参加による担い手農業者の負担軽減

対象組織へのアンケート調査（令和３年度）では、70%の対象組織が、非農業者等の参加により共同活動が行われることで、担い手農業者の負担は「かなり軽減された」又は「ある程度軽減された」と回答している。

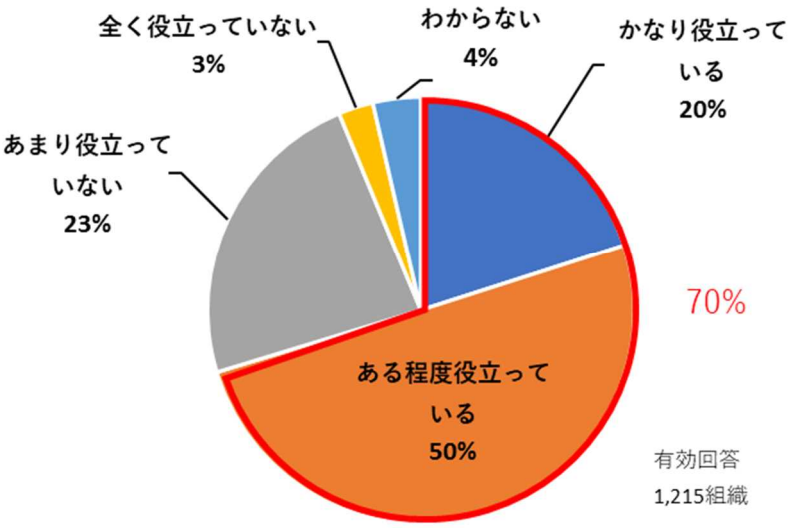

担い手農業者の育成・確保

対象組織へのアンケート調査（令和３年度）では、74%の対象組織が、周辺農業者の営農意欲の維持・向上や地域農業の将来を考える意識の醸成に本交付金の取組が「かなり役立っている」又は「ある程度役立っている」と回答している。

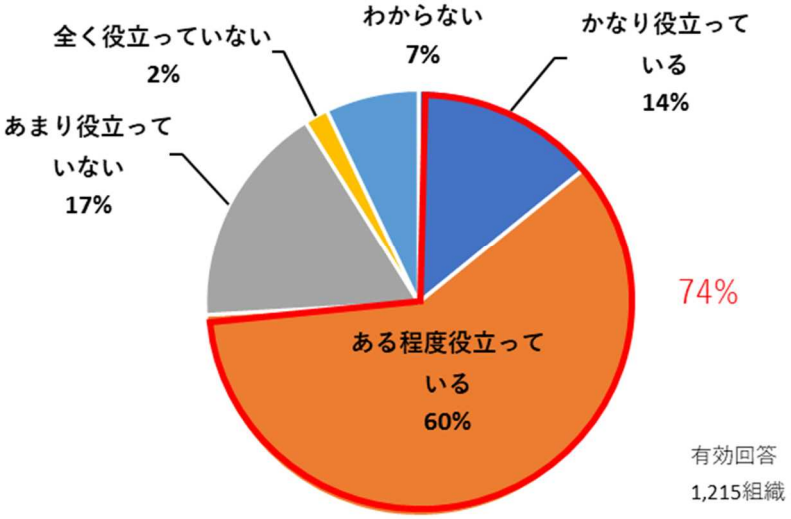

農地の利用集積の推進

対象組織へのアンケート調査（令和３年度）では、61%の対象組織が、農地の利用集積や集積に向けた話し合い等のきっかけになるなど、本交付金の取組は農地の利用集積の推進に「かなり役立っている」又は「ある程度役立っている」と回答している。

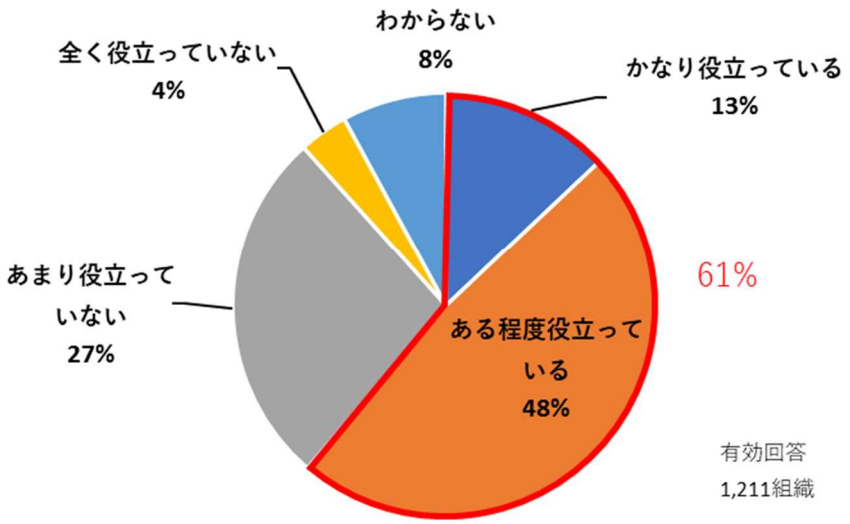

農産物の高付加価値化や６次産業化の推進

対象組織へのアンケート調査（令和３年度）では、25%の対象組織が、本交付金の取組は、高収益作物の導入、農業経営の複合化、６次産業化（農産物の加工販売等）などのきっかけになるなど、地域農業の発展に「かなり役立っている」又は「ある程度役立っている」と回答している。

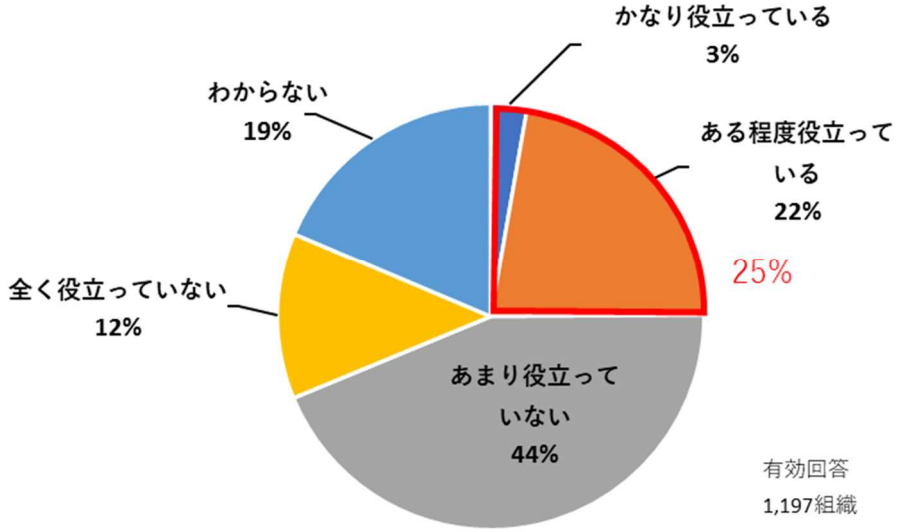

評価

評価項目（指標）を評価区分に従い評価した結果を次表に示す。

効果項目 （指　　標）	評　価			
	a	b	c	d
非農業者等の共同活動への参加による担い手農業者の負担軽減 （効果等に関するアンケート 6-3：非農業者等の参加により共同活動が行われることで、担い手農業者の負担は軽減された　70%）	□	■	□	□
担い手農業者の育成・確保 （効果等に関するアンケート 6-2：周辺農業者の営農意欲の維持・向上や地域農業の将来を考える意識の醸成に本交付金の取組は役立っている　74%）	□	■	□	□
農地の利用集積の推進 （効果等に関するアンケート 6-1：農地の利用集積や集積に向けた話し合い等のきっかけになるなど、本交付金の取組は農地の利用集積の推進に役立っている　61%）	□	■	□	□
農産物の高付加価値化や６次産業化の推進 （効果等に関するアンケート 7-1：本交付金の取組は、高収益作物の導入、農業経営の複合化、６次産業化（農産物の加工販売等）などのきっかけになるなど、地域農業の発展に役立っている　25%）	□	□	■	□

《多面的機能支払版 SDGs の達成への貢献※参考》

指　　標		現況（R2）
SDGs 2：持続可能な農業生産を支える		
	本交付金と合わせて環境保全型農業直接支払交付金に取り組む組織数	343 組織 35%
SDGs 8：地域における所得向上や雇用の確保を図る		
	地域住民以外の方が参加する活動を実施している組織数	76 組織 8%
	景観形成等により地域住民以外の方が来訪する資源を創出している組織数	10 組織
	都市と農村との交流、６次産業化が促進された組織数	16 組織

（４）都道府県独自の取組

活動組織の広域化の促進

広域活動組織数は平成 30 年度 138 組織(87, 978ha)から令和２年度 147 組織(90, 554ha)に増加しており、令和２年度の面積カバー率は 73%となっている（組織数は全国１位)。

広域活動組織やその参加集落へのアンケート調査（令和３年度）では、広域活動組織となったことにより、「事務労力の負担が軽減された」、「他の集落等の情報が得られ、活動の参考となった」、「農業用施設の管理を広域的な視点で取り組むことができるようになった」、「事務局や他集落などに活動の相談がしやすくなった」など、93%の組織がなんらかの効果があったと回答している。

＜広域活動組織の取組面積及びカバー率＞

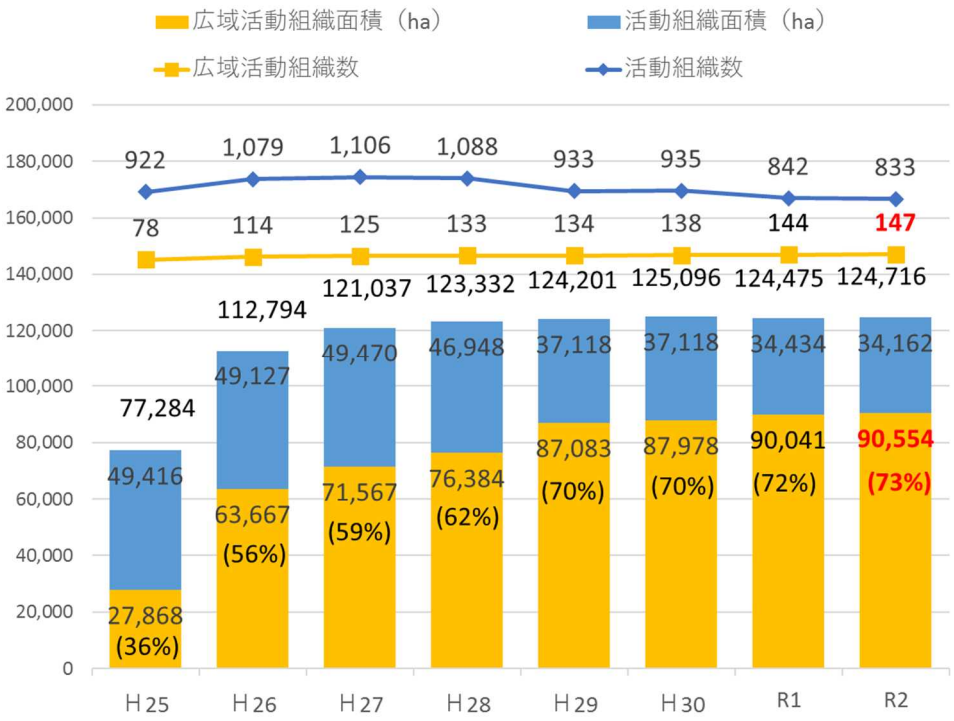

＜広域活動組織になったことによる変化＞

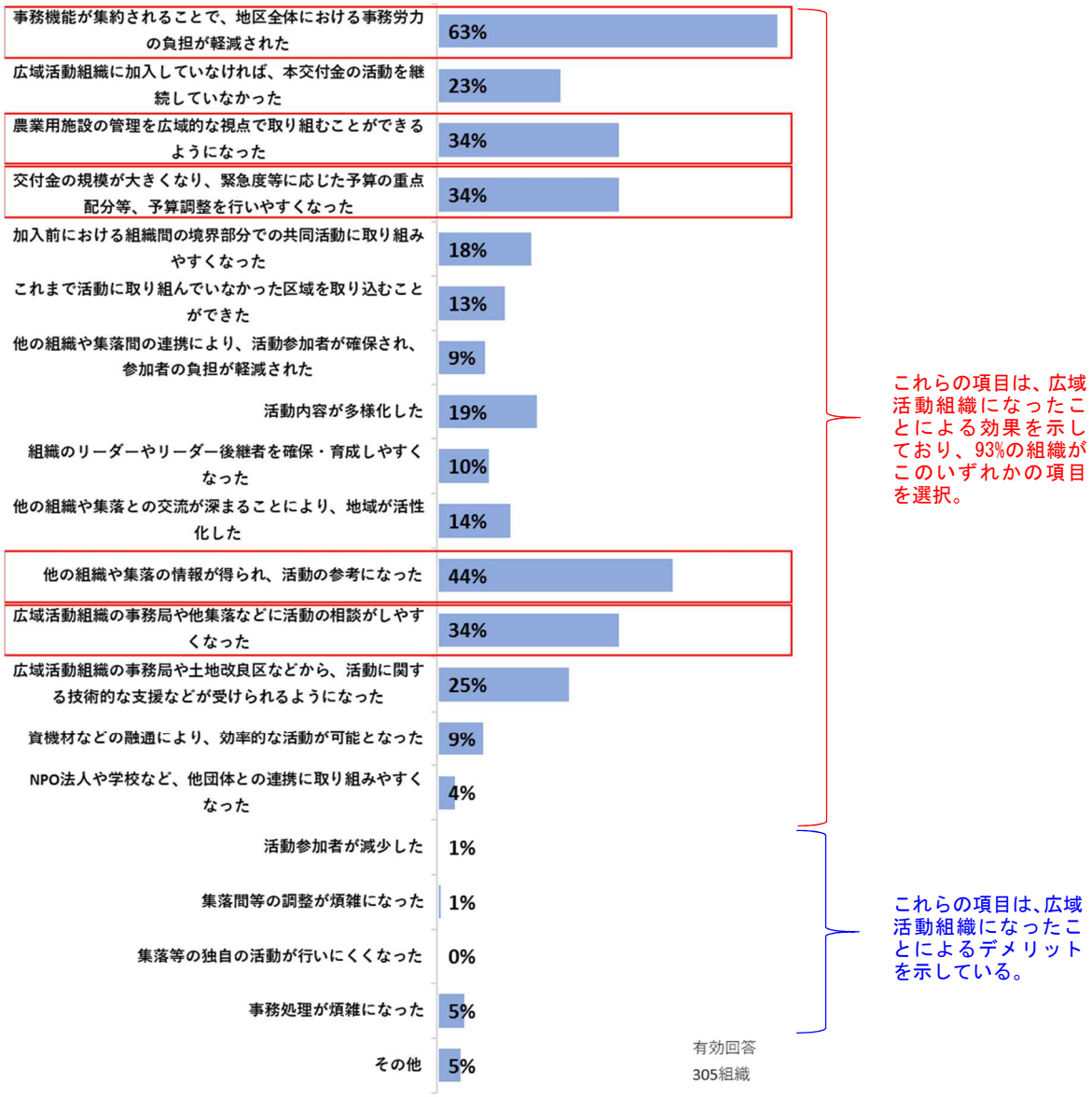

多様な主体の参画の促進

令和元年度のアンケート調査より活動組織役員への女性参画の効果について分析した結果、女性役員が２名以上の組織は、女性や非農業者の参加割合が高く、活動参加者が多い傾向にあり、本交付金の活動が地域コミュニティの活性化に「かなり効果があった」と回答した割合が全体の値より 25 ポイント以上高かった。また、活動組織と福祉施設が連携した活動の実施により、施設利用者の生きがいや就労先の創出、保全活動の人での確保等の活動の活性化につながった事例も確認されている。

本県では、このようなことを踏まえ、活動組織役員への女性の参画の効果や農福連携の取組の事例等について、研修会や事例集等での情報発信を通じて普及啓発を図り、多様な主体の参画を促進してきた。

令和３年度（Ｒ３年８月のアンケート調査に回答があった 774 組織）の活動組織役員への女性参画状況を令和元年度（Ｒ１年 11 月のアンケート調査に回答があった 802 組織）と比較すると、女性代表者数は 0 人から 1 人へ増加し、女性役員の人数は 114 人から 117 人に増加した。また、農福連携に取り組む活動組織数は、平成 30 年度６組織から令和２年度８組織に増加した。

＜男女別、農業者・非農業者別活動参加者の割合＞

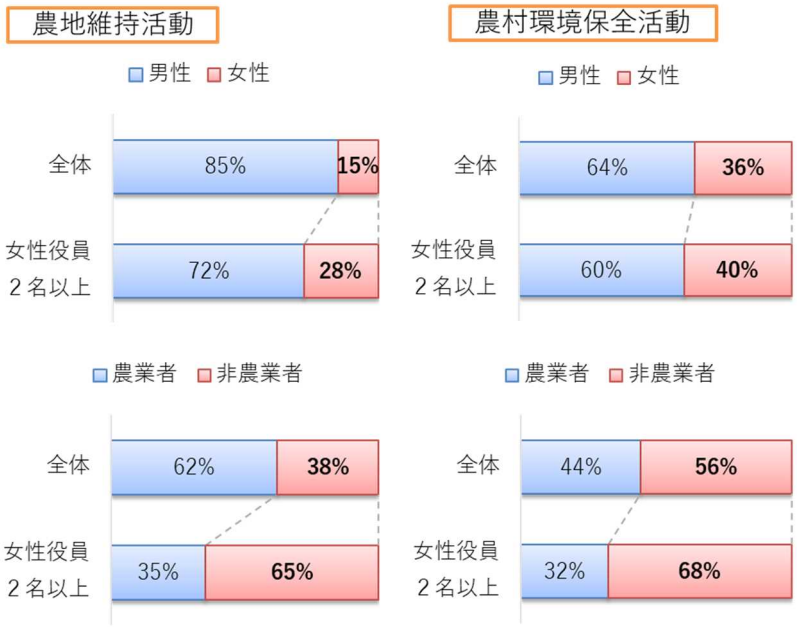

資料：令和元年度「多面的機能支払交付金の取組状況に係るアンケート調査」より作成

＜活動１回あたりの平均参加者数＞

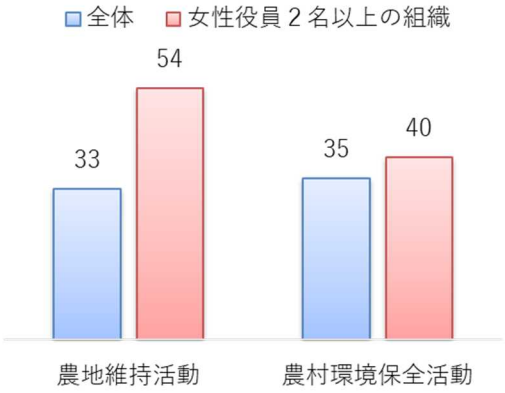

農地維持活動における活動参加者数

	組織数	１組織あたり平均構成員数 ①	平均参加者数※ ②	構成員に占める参加者数の割合 ②/①
女性役員２名以上	22	122.6	54.5	44%
その他	789	212.3	32.0	15%
計	811	209.9	32.6	16%

農村環境保全活動における活動参加者数

	組織数	１組織あたり平均構成員数 ①	平均参加者数※ ②	構成員に占める参加者数の割合 ②/①
女性役員２名以上	19	136.4	39.5	29%
その他	626	254.2	35.3	14%
計	645	250.8	35.4	14%

※年間での活動参加者数が最も多い活動日を対象とした１組織あたりの平均参加者数

資料：令和元年度「多面的機能支払交付金の取組状況に係るアンケート調査」より作成

＜地域コミュニティの活性化の効果＞

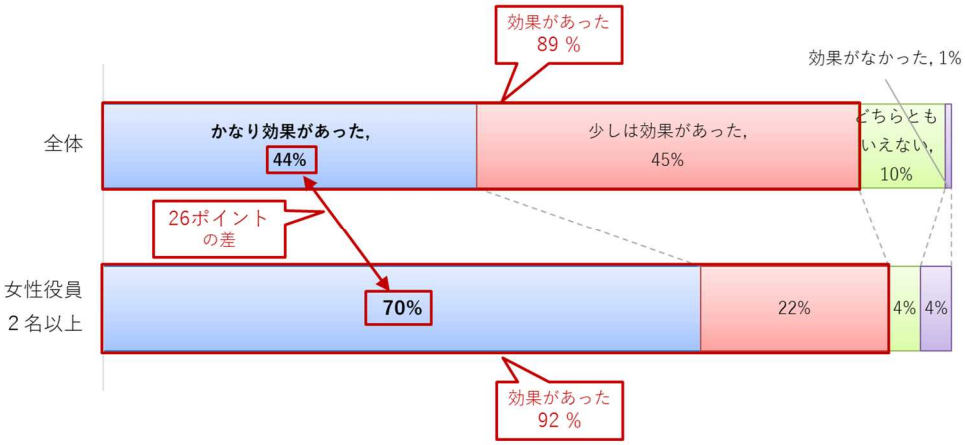

資料：令和元年度「多面的機能支払交付金の取組状況に係るアンケート調査」より作成

評価

上記の結果を踏まえ、下表のとおり評価する。

都道府県独自で定めている内容	評価
活動組織の広域化の推進 （広域活動組織の取組面積（カバー率）H30：87,978ha（70%）→R2：90,554ha（73%） 効果等に関するアンケート 11-2：広域活動組織となったことによる変化（事務労力の負担が軽減された」、「他の集落等の情報が得られ、活動の参考となった」、「農業用施設の管理を広域的な視点で取り組むことができるようになった」、「事務局や他集落などに活動の相談がしやすくなった」などを選択している割合 93%）	◎
多様な主体の参画の促進 （令和元年度　活動取組事例集、効果等に関するアンケート 8-1： 女性代表の人数　R1：0 人/802 組織　→　R3：1 人/774 組織 女性役員の人数　R1：114 人/802 組織　→　R3：117 人/774 組織） （農福連携に取り組む活動組織数　H30：6 組織　→　R2：8 組織）	○

評価　◎：かなりの効果があった又は見込みがある
　　○：ある程度効果があった又は見込みがある
　　△：あまり効果なかった又は見込みがない
　　×：全く効果がなかった

第５章　対象組織の自己評価に対する市町村評価

多面的機能支払交付金における地域資源の適切な保全管理のための推進活動と多面的機能の増進を図る活動が効果的かつ効率的に実施されるように、対象組織は、交付金の活動開始から２年目及び４年目に当該活動の実施状況や成果、活動による地域の変化等を自己評価し、市町村は「市町村の判断基準のガイドライン」に基づいて、自己評価を実施した組織における該当活動を客観的に評価し、必要に応じて指導・助言を実施することとしている。

以下の項目については、同一の組織の２年目（平成 30 年度）と４年目（令和元年度）の評価と該当組織への市町村の評価を集計したものである。

１．地域資源の適切な保全のための推進活動に係る自己評価及び市町村評価

（１）地域資源の適切な保全のための推進活動の進捗状況

「地域資源の適切な保全管理のための推進活動」の取組に対する活動組織の自己評価は、２年目評価では Step1 や Step2、Step3 の組織が多いが、４年目評価では Step3 以上が増加傾向にあり、活動が進むにつれて上位の Step に進んでいるという結果になっている。

＜推進活動の自己評価＞

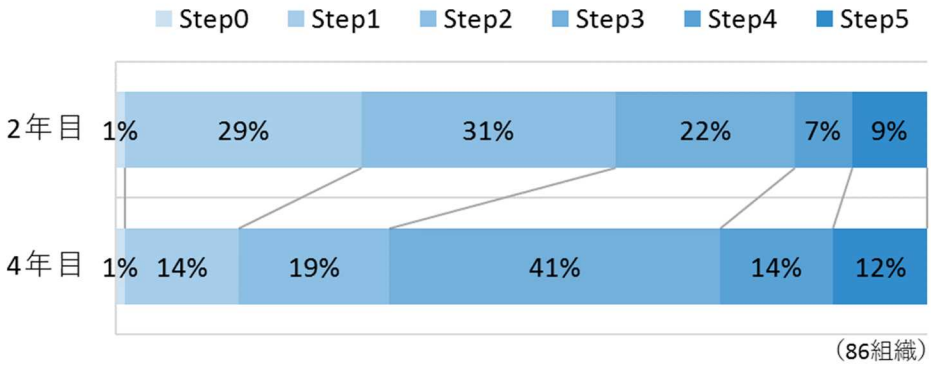

Step0：話し合いの場を持つための体制を整えている段階である
Step1：地域の現状や目標を関係者の間で共有できた
Step2：目標に向けてどのような課題があるか整理できた
Step3：課題解決や保全管理の方法（体制や役割分担等）を検討した
Step4：保全管理の体制強化の方針が決まった
Step5：地域資源保全管理構想を作成し、構想に沿って実践をはじめている

（２）推進活動の自己評価に対する市町村評価

活動組織の活動状況等に対する市町村評価は、２年目評価では 6%の活動組織に「優良」、91%の活動組織に「適当」と評価している。４年目評価では 2%の活動組織に「優良」、98%の活動組織に「適当」と評価しており、２年目評価と４年目評価で概ね同様の結果となっている。

「指導又は助言が必要」と評価した活動組織に対する市町村の指導内容は、「検討会・意向調査・現地調査の充実」が２組織、「集落営農の構築・充実等の促進」が１組織となっている。

＜推進活動の市町村評価＞

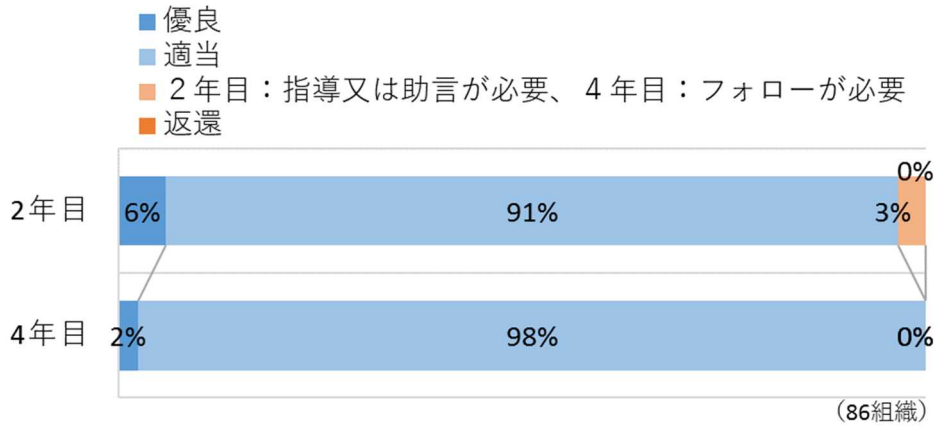

２．多面的機能の増進を図る活動に係る市町村評価

活動組織の活動状況等に対する市町村評価は、２年目評価では全ての活動組織を「適当」と評価している。４年目評価では 1%の活動組織を「優良」、99%活動組織を「適当」と評価しており、２年目評価と４年目評価で概ね同様の結果となっている。

＜増進を図る活動の市町村評価＞

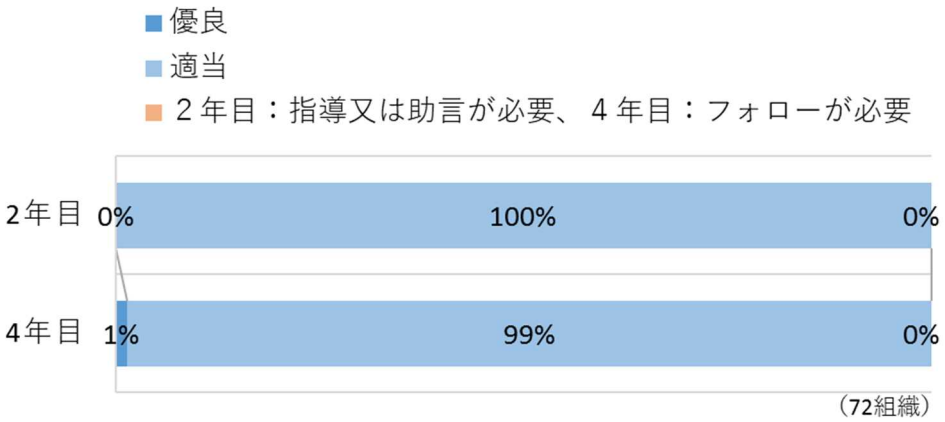

第６章　取組の推進に係る活動状況

１．基本的な考え方

本交付金の推進は、新潟県、市町村、農業者団体等の緊密な連携により実施するとともに、地域毎の多様な活動の実態に応じた支援を適切に行う必要があることから、県全体の推進体制として推進組織（以下「県推進組織」という）を設置するほか、県地域振興局、市町村、関係団体等から構成する推進組織（以下「市町村推進組織」という）を市町村単位で設置し、対象組織の窓口として地域の推進体制に位置付けることを可能としている。なお、県推進組織の事務局は県が務めるものとし、市町村推進組織の事務局は市町村が務める。

２．都道府県の推進活動

新潟県においては、ホームページを通じた情報の提供、パンフレット、機関紙、事例集等による普及・啓発、研修会等を実施している。

パンフレット、機関紙、事例集等による普及・啓発

県内の取組状況や優良事例、情報提供等を「活動事例集」として毎年度発行しており、対象組織へのアンケート調査（令和３年度）では 69%の組織が、活動事例集は「かなり活動の参考となっている」又は「活動の参考となっている」と回答している。

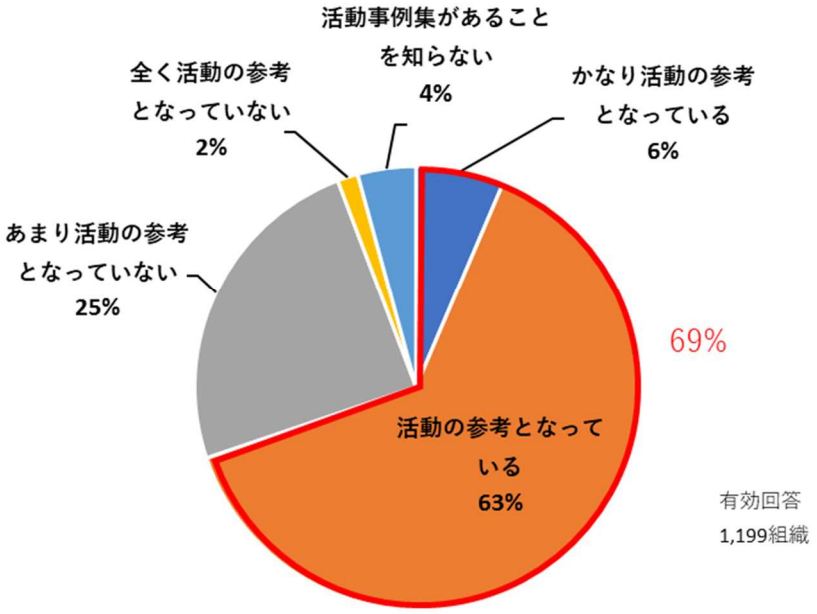

研修会等の実施

多面的機能支払交付金制度の知識の習得や先進的な事例の情報共有を目的とした制度研修会を毎年度実施しており、平成 30 年度から令和２年度までの研修会のアンケートでは、参加者の約７割が研修会全体の感想として「とても参考になった」又は「参考になった」と回答している。

＜制度研修会アンケート結果＞

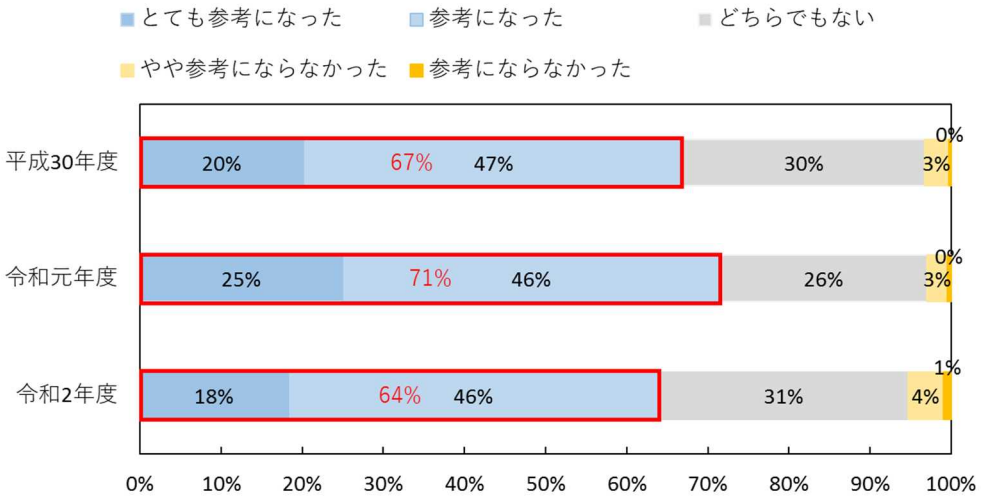

ホームページを通じた情報の提供

県ホームページには「新潟県多面的機能支払の実施に関する基本方針（要綱基本方針）」のほか、毎年度作成している「活動事例集」等を掲載している。

令和元年９月から令和３年８月までの多面的機能支払交付金のページへの月間平均アクセス数は 287 アクセスとなっている。

＜多面的機能支払交付金のページへのアクセス数の推移＞

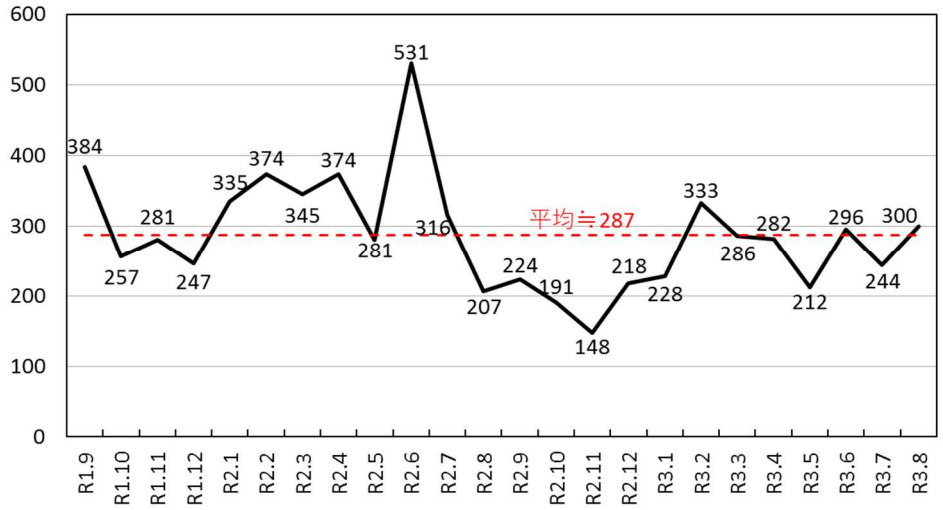

評価

上記の結果を踏まえ、下表のとおり評価する。

実施した推進・指導、支援内容（具体的な内容）	評価
パンフレット、機関紙、事例集等による普及・啓発 （具体的な内容：活動事例集による普及・啓発（効果等に関するアンケート 12-1：活動事例集は活動の参考となっている　69%）	○
研修会等の実施 （具体的な内容：多面的機能支払交付金制度研修会の実施（制度研修会アンケート）：参考になった H30:67%、R1:71%、R2:64%）	○
ホームページを通じた情報の提供 （具体的な内容：新潟県多面的機能支払の実施に関する基本方針（要綱基本方針）の公表のほか、毎年度作成している「活動事例集」を情報提供（令和元年９月から令和３年８月までの月間平均アクセス数：287)）	○
優良活動表彰による普及・啓発 （具体的な内容：北陸農政局が主催する優良活動表彰があるため、未実施　　）	-
イベント、メディア等を通じた広報活動 （具体的な内容：未実施　　）	-

評価　◎：かなりの効果があった又は見込みがある
　　○：ある程度効果があった又は見込みがある
　　△：あまり効果なかった又は見込みがない
　　×：全く効果がなかった

３．市町村及び市町村推進組織の推進活動

市町村においては、ホームページを通じた情報の提供、パンフレット、機関紙、事例集等による普及・啓発、研修会、説明会、意見交換会等の実施、イベント、メディア等を通じた広報活動、活動組織の事務支援等を実施している。

ホームページを通じた情報の提供

県内の 10 市村において、ホームページへの制度概要や事業計画の概要の公表、活動事例集の掲載等を実施しており、該当市村の 60%が、情報提供の効果があった又は効果が現れる見込みがあると評価している。

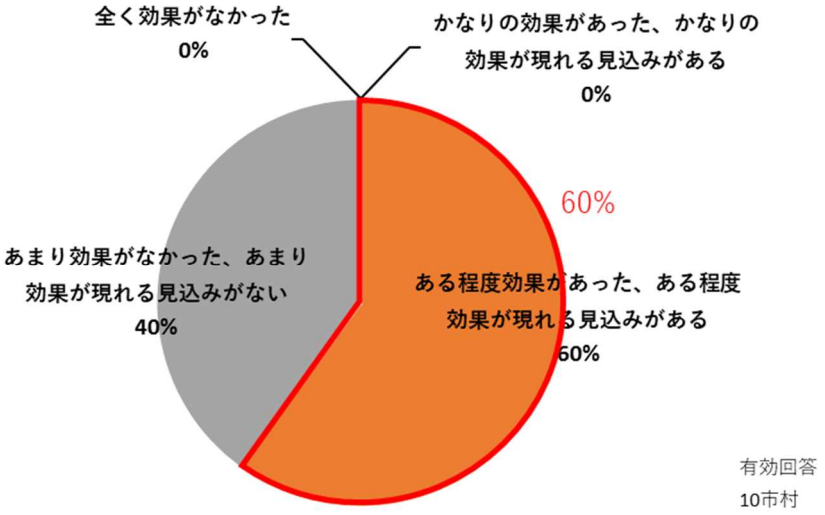

パンフレット、機関紙、事例集等による普及・啓発

県内 20 市町村において、事例集の作成や小学校等へのパンフレット配布、市町村広報による新規地区募集や活動組織の PR を実施しており、該当市町村の 85%が、制度の普及・啓発の効果があった又は効果が現れる見込みがあると評価している。

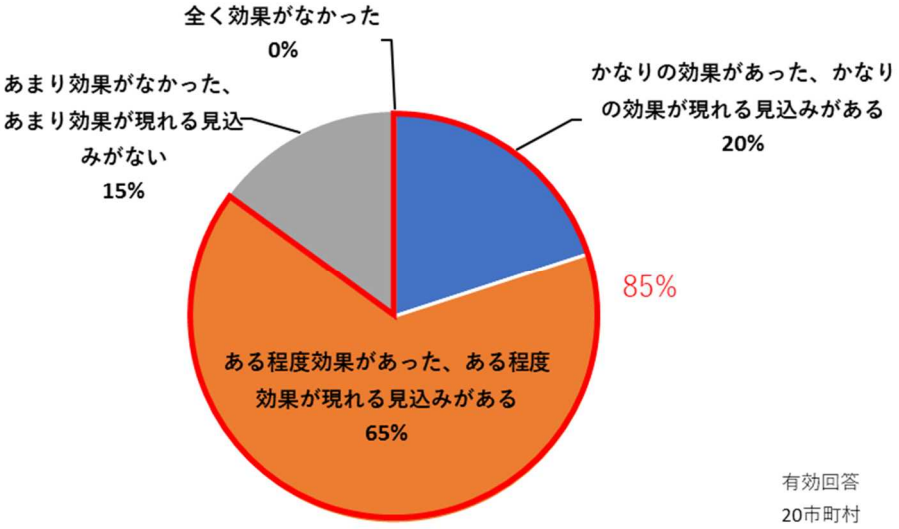

研修会、説明会、意見交換会等の実施

県内の 26 市町村において、事務担当者研修会、制度研修会、事務説明会、意見交換会等を実施しており、該当市町村の 96%が、制度の知識の習得や先進的な事例の情報共有の効果があった又は効果が現れる見込みがあると評価している。

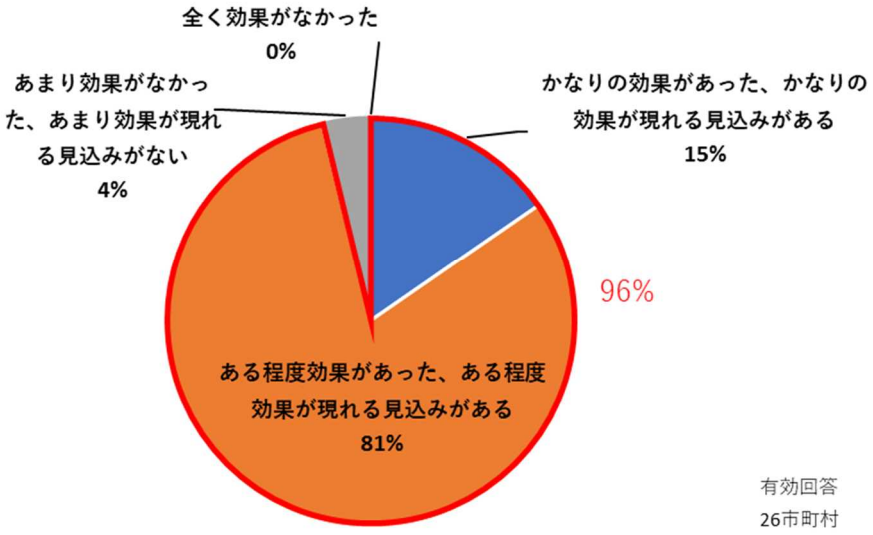

イベント、メディア等を通じた広報活動

県内の 7 市町村において、全国農業新聞又は地方新聞での取組紹介や、図書館等の公共施設でのパネル展示等を実施しており、全ての該当市町村が制度の啓発・普及の効果があった又は効果が現れる見込みがあると評価している。

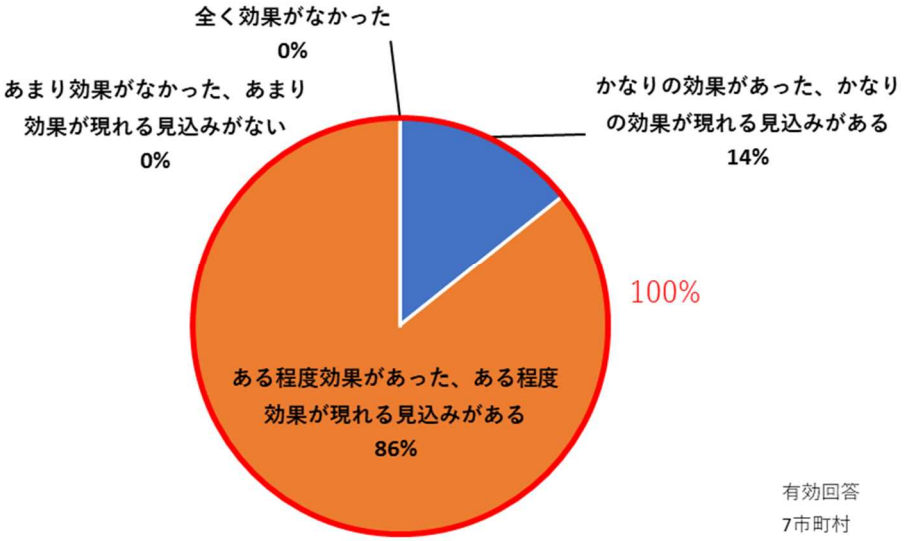

活動組織の事務支援

県内の 25 市町村において、書類作成の支援や、活動組織からの相談・問合せへの対応、定期的な事務書類の確認等を実施し、全ての該当市町村が、活動組織の事務支援の効果があった又は効果が現れる見込みがあると評価している。

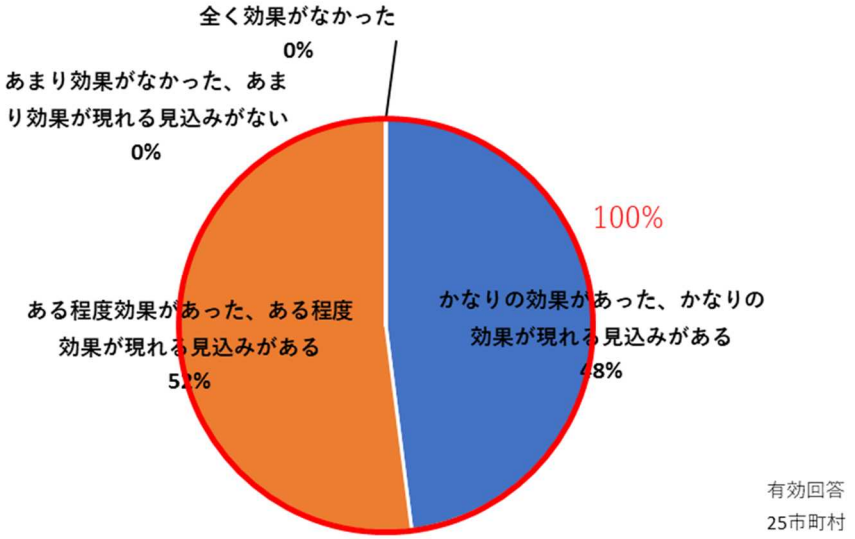

実施した推進・指導、支援内容（具体的な内容）	評価
ホームページを通じた情報の提供 （具体的な内容：制度概要や事業計画の概要の公表、活動事例集の掲載等 効果があった又は効果が現れる見込みがある　60%）	○
パンフレット、機関紙、事例集等による普及・啓発 （具体的な内容：事例集の作成、小学校等へのパンフレット配布、市町村広報による新規地区募集や活動組織の PR 効果があった又は効果が現れる見込みがある　85%）	◎
研修会等の実施 （具体的な内容：事務担当者研修会、制度研修会、事務説明会、意見交換会等 効果があった又は効果が現れる見込みがある　96%）	◎
優良活動表彰による普及・啓発 （具体的な内容：未実施　）	-
イベント、メディア等を通じた広報活動 （具体的な内容：全国農業新聞又は地方新聞での取組紹介、図書館等の公共施設でのパネル展示等 効果があった又は効果が現れる見込みがある　100%）	◎
活動組織の事務支援 （具体的な内容：書類作成の支援、活動組織からの相談・問合せへの対応、定期的な事務書類の確認等 効果があった又は効果が現れる見込みがある　100%）	◎

評価　◎：かなりの効果があった又は見込みがある
○：ある程度効果があった又は見込みがある
△：あまり効果なかった又は見込みがない
×：全く効果がなかった

《多面的機能支払版 SDGs の達成への貢献※参考》

指　　標		現況（R2）
SDGs17：地域協働の力により目標を達成する		
	多面的機能支払交付金に取り組む市町村数	29 市町村 100%
	NPO 法人化した組織数	0 組織 0%
	土地改良区と連携して活動を行っている組織数	305 組織 31% （88,036ha）

※対象市町村数は、農振農用地がない 1 村を除く 29 市町村とする。

第７章　取組の推進に関する課題、今後の取組方向等

１．取組の推進に関する課題、今後の取組方向

＜課題＞

・　地域をまとめるリーダーや事務を担う人材が不足していることや、世代交代が進まないことなどが原因で、取組の継続が懸念されるとともに拡大が進まない状況となっている。

＜方向性＞

・　人材不足を補う活動組織の広域化や、各種研修会を活用した次世代リーダーや事務の担い手の育成により、取組の継続を図る。

・　市町村、土地改良区と連携しながら、既存組織への加入や、複数の既存組織を広域化する際に新たな集落の取り込みなどによる取組の拡大を働きかける。

・　活動組織役員としての女性の参画や農福連携の取組実施が、活動参加人数の増加や地域コミュニティの維持・強化につながっていることから、活動組織の取組を活性化させるために、多様な主体の参画を促進する。

２．制度に対する提案等

農村地域では今後更に高齢化・人口減少が進行し、地域資源の保全活動の継続が困難な地域が増加する懸念がある。また、市町村の職員数も減少し、地域へのきめ細やかな対応が難しくなりつつあり、本制度の事務負担の軽減を図ることは重要な課題である。このため、次の事項について提案する。

（１）農地維持支払交付金の活動要件の大括り化

農地維持支払交付金では、農用地・施設の点検、活動の計画策定、実践活動を毎年度実施することが活動要件として定められている。

市町村は、活動要件を満たす活動が適切に実施されているか確認するため、実施状況報告書等の書類で活動項目毎に活動が実施されたか確認するとともに、農用地・施設の保全管理状況を現地で見回って確認するものとされている。

現行の活動要件は、農用地・施設の適切な保全管理が図られるよう、具体的に行うべき活動内容を活動要件として規定したものと考えられるが、活動組織の実施状況報告の作成や市町村の実施状況確認に労力が必要な状況となっている。

このため、現行の活動要件を大括りにして、「活動計画書に位置づけた農用地・施設の適切な保全管理を毎年実施する。」と見直すことで、活動項目毎の活動組織からの実施状況報告と市町村の書類確認の手間を省き、事務負担の軽減を図ることを提案する。

農地維持支払交付金に係る活動要件の大括り化と事務負担軽減の内容について

＜現行＞

活動要件	市町村による確認方法
・農用地、施設の点検を毎年度実施。 ・活動の計画策定を毎年度実施。 ・農用地、施設に関する実践活動を毎年度実施。	・活動要件を満たしているか実施状況報告書等の書類により確認 ・農用地、施設の保全管理状況を現地見回りにより確認
・事務・組織運営に関する研修を5年間に１回以上実施。 ・地域資源の適切な保全管理のための推進活動を毎年度実施。	・実施状況報告書等の書類により確認
・活動期間中に地域資源保全管理構想を策定。	・地域資源保全管理構想を確認

＜見直し（案）＞

活動要件	市町村による確認方法
・農用地、施設の適切な保全管理を毎年度実施。	・農用地、施設の保全管理状況を現地見回りにより確認
・事務・組織運営に関する研修を5年間に１回以上実施。 ・地域資源の適切な保全管理のための推進活動を毎年度実施。	・実施状況報告書等の書類により確認
・活動期間中に地域資源保全管理構想を策定。	・地域資源保全管理構想を確認

＜想定される事務負担の軽減＞

●市町村が毎年度行う実施状況確認について、農地維持支払の15の活動項目毎の書類による確認作業が不要になる。

●活動組織や市町村等が毎年度作成する実施状況報告書等の一部が省略できる。具体的には以下の項目の省略を想定。

・活動組織が毎年度作成する実施状況報告書の農地維持支払の15の活動項目の実施状況報告欄

・市町村が毎年度作成する実施状況確認報告書の農地維持支払の15の活動項目の活動組織別の実施状況確認欄

・都道府県が毎年度作成する実施状況取りまとめ報告書の農地維持支払の15の活動項目の活動組織別の実施状況確認欄

（２）地域資源保全管理構想と人・農地プラン及び中山間直払の集落戦略の一本化

地域資源保全管理構想と人・農地プラン及び中山間直払の集落戦略は、地域の農業の担い手をどのように確保していくか、また地域資源をどのように保全していくかなど、地域の関係者での話し合いを通じて、構想等を取りまとめるもので、共通点が多い内容となっている。

地域資源保全管理構想と集落戦略は、条件を満たせば、実質化された人・農地プランとして取り扱うこととされているが、それぞれ様式が異なっているので、地域によっては同じような内容を含む構想等を３つも作成している状況になっている。

このため、地域資源保全管理構想と人・農地プラン及び中山間直払の集落戦略の様式を一本化することで、作業の重複等を排除し、市町村や地域の負担軽減を図ることを提案する。